

史

林

第二十四卷

第三號

(通卷第九十五號)

昭和十四年七月發行

佛教信仰に基きて組織せられたる中晩

唐五代時代の社邑に就きて (上)

那 波 利 貞

一

後漢以後、支那に於て佛教の弘通するに隨ひ、南北朝以還、佛教信仰を中心として、在家庶民間に普く組織せられ流行したる一種の社團に義邑・邑會と稱するものあり、其の本質と目的とは普通に在家の佛教信仰者の同志の者が心を協せて一團を組織し、益々崇佛・功德を積まむとして金穀を齎出し、之を以て佛像を造りその附隨設備を造營すると共に、併せて齋會・誦經・寫經などの諸行を修め、此等の事業を中心として益々團員間の佛教信仰心を向上鞏固ならしめむとするものと謂はれるものにして、こは蓋し現今の我が京都西本願寺の門徒間に組織せらるゝ御翠簾講とか

佛教信仰に基きて組織せられたる中晩唐五代時代の社邑に就きて(上)(那波)

第二十四卷 第三號

一

學講とか謂ふ營造物寄進の爲の信徒組合に、報恩講の組織を合併したるものと酷似する社團である。

義邑・邑會の團員は之を邑子・邑人・法義・邑義などと呼稱し、その周旋人・事務擔任者は之を邑主・邑長・邑維那などと呼稱し、一組の義邑・邑會には必ず一人または數人の精神的信仰的教化指導の任に當る僧侶ありて之を邑師と呼稱し、時にはその義邑・邑會の事業に對して普ねく團員以外の多數の民衆より財物的援助を獲むが爲に廣く財物募集に任じたる特別任務者もありて之を化主と呼稱し、或は特別の佛教信仰心より、或はその義邑・邑會と何等かの特別の關係のある爲に巨財を施してその義邑・邑會の業を支援する者もありて之を施主・檀越主などと呼稱した。

義邑・邑會の小規模のものは一團三十人ほどのものもありしが、その大なるものに至りては一團二百人、一團五百人ほどのもあり、甚だしきに至りては一團一千人に登るものもあつた。但し團員の數の愈々多い程それだけ結團力は弱い筈にして、數百人以上のものは單に財物寄進と謂ふ一行爲のみを以てその團員たりしものなるべく、こは猶ほ我が國現今の巨刹大寺の遠忌・再建等に際して財物寄進の勸化を行ひ、之に寄進せし者はその遠忌會・再建期成會の會員の一人に加へらるゝも、單にそれのみにて、寄進者一人をも洩らさずその寺院に集會することも無ければ、また永に寄進者とその寺院との關係を維くものでも無いの一般であつたと思ふ。然らば五百人一團、一千人一團の如き大義邑・大邑會は組合員の相互的關係殆んど無く、その中心を爲す數十人のもののみが結團力鞏固に之を勸化する迄のものなれば、義邑・邑會の本質より謂はゞやはり會員相互間の關係の密接なる範圍——即ち會員相互的に面識あり氏名を熟知し、屢々會同して談話を交換し相談をも爲す範圍内のものが眞の義邑・邑會にして、五百人一團、一千人一團

の如きものは、此の眞の義邑・邑會の組合が中核を爲して、更に普ねく大衆に呼び掛けたるものたるに過ぎぬ。同じく邑子・邑人とは呼稱しながらもそこに正邑子・正邑人と、一般に呼びかけて賛助を得たる賛助邑子・賛助邑人とも謂ふべきものとありたることを想見し得られ、五百人一團、一千人一團の義邑・邑會は、その大部分が此の賛助員に當るべき邑子・邑人なりしものと察せられる。

此の義邑・邑會の問題は從來あまり研究せられざりしが、近年に至り漸く研究の歩が進められ、二三の研究論文も發表せられた。『龍谷大學論叢』第二九七號所載の高雄義堅氏の『北魏に於ける佛教々團の成立に就て』、『龍谷史壇』第三卷第四號所載の小笠原宣秀氏の『支那南北朝佛教と社會教化』、同第十四號同氏の『支那南北朝時代佛教教團の統制』、『史潮』第三卷第二號所載の山崎宏學士の『隋唐時代に於ける義邑及び法社に就て』、『佛教』第三卷第四號所載の同學士の『在家佛教團體の一型式としての邑義』などは其の主なるものである。

義邑・邑會の問題は從來あまり研究せられ居らざる爲、今日の狀態にては唯其の輪廓が略ぼ明と爲りたるに止まり、其の隋・唐・五代・宋代への變遷の詳細などは尙ほ闡明せられて居らず、且つ此の問題に關する史料は造像銘文が主なるものにして、所傳の文獻上に於ては記述甚だ稀有にして、僅に高僧の傳記の中に其の片鱗を留むるに過ぎざる實情に在れば、近頃着手せられたる研究問題なりと謂はむが爲よりか、寧ろ史料の缺乏せる爲に、隋・唐・五代時代に於けるその實情を窺知し得ないのである。

然るに私が佛蘭西國巴里市滞在、十九箇月間の日子を費して調査したる佛國々立圖書館所藏敦煌發見史料總計五千

五百四十一點の中には、中唐・晩唐・五代・北宋初期の間に成りたる民間の雜文書類が夥多しく存在して居る。此等は概ね斷片的零葉か、當時の民間通俗字を誤記したる非知識階級の些末なる文書か、そのみにては一見何の爲の文書なるかを遽に判定し難いものか、兎に角庶民間の雜文書なるが爲に、支那の國家・政治・經濟を論じ、支那の古典校勘・逸書案訪などを主として研究する學者には、比較的に史料價値が重視せられず、從來此等を閲覽せられたる先輩諸大家にして之を書録し之を寫眞とし、之を利用活用して一編を草したる人のあるをあまり聽かず、近頃に至りて僅に我が國に於て玉井是博學士の『支那西陲出土の契』京城帝國大學文學會議纂第五輯所收や同學士の『敦煌文書中の經濟史資料』青丘學報第二十七號、仁井田陞博士の『唐宋法律文書の研究』中華民國の王重民君の『金山國墜事零拾』國立北平圖書館刊 第九卷第六號所收など二三の人々に據りて其の緒が開かれ居るに過ぎぬ。私が『史林』第二十三卷第二・三・四號に掲けたる『唐代の社邑に就きて』、『支那佛教史學』第二卷第一・二・四號に掲けたる『梁戸攷』の二拙稿は則ち敢て此等の人々の驥尾に附して、此等貴重なる敦煌雜文書を利用活用して中晩唐時代の庶民生活の一端を闡明せむとしたる試である。

此等民間雜文書類の中に、此の義邑・邑會が中唐・晩唐時代に如何なる實情に在りしかの一端を窺知し得る學界未知の資料の相當に遺存するを發見したれば、乃ち之を紹介記述して從來諸賢の此の問題研究の狗尾續貂を爲さむとする。これ本篇執筆の目的とする所である。

却說此等の義邑・邑會は山崎學士も『隋唐時代に於ける義邑及び法社に就て』に於て指摘せられた通り、唐の太宗の貞觀八年（皇紀一二九四年）に遷化したる僧寶瓊傳に據れば、『續高僧傳』卷二十八、『益州福壽寺僧寶瓊傳』に

住福壽寺。率勵坊郭。邑義爲先。每結一邑。必三十人。合誦大品。人別一卷。月營齋集。各依次誦。如此義邑。乃盈千計。四遠聞者。皆來造欸。

とある如く、隋末・初唐時代に於ても専ら誦經・齋會を以てその主なる目的事業とするものもありしも、南北朝より初唐に至る期間の義邑・邑會を概觀すれば、その結社の目的事業の主として造像・修寺其の他それに附隨する諸造營事業に在りしことは何人も肯定する所にして、誦經・設齋などはその副事業なりし如くにも見える。前述の規模の大なる五百人一團、一千人一團の如き大義邑・大邑會は、全く造像・修寺並にその附隨諸造營事業を爲す爲のみのものにして、私の所謂正邑子・贊助邑子を加へて斯く多人數と爲れるに過ぎず、五百人・一千人の所謂邑子が悉く一堂に會し誦經・設齋などを營みたりとは到底考へられぬ。假に之をも營みたりとしても、こは私の所謂正邑子數十人の會同に止まりて私の所謂贊助邑子數百人までには及ばざりしものと察せられる。

然らば同じく義邑・邑會と稱してもその大小に據りて其の結團力にも差異あり、その營む事業にも差異あり、同じく邑子・邑人と呼ばれながらもその義邑・邑會の中核を爲す純正邑子・純正邑人と、單に金品の寄進のみにて贊助せるに過ぎざる準邑子・準邑人・贊助邑子・贊助邑人との差異も有りし譯で、而して義邑・邑會の主なる事業目的の造像・修寺並にその附隨設備の造營に在りしは、大なる造像には多人數の合力を必要とすること、並に現存の遺物に徴

して邑子合力の實を證明する造像銘文の夥多しく遺存せることに徴して之を知るべきであると思ふ。

義邑・邑會の名稱乃至邑人・邑子・法義・邑義などの呼稱は南北朝より隋・唐初にかけての造像銘其の他に夥多しく遺存習見するが、初唐以後漸次金石文上に於ける此の種の名稱の出現遺存が稀有と爲つて來る。之は遺物の造像銘の實證する所、動かすべからざる現象なのである。

此の遺物遺存の實際現象に對しては二個の推定説を立て得る。其の第一は初唐以後、漸次義邑・邑會の設立存在の風が衰微して斯かる佛教信仰團體の社會的存在が減少し、遂に中唐・晩唐・五代と時代の降るに隨ひて消滅したる爲、その遺物を遺さざるに至りしには非ざるかと謂ふ推定にして、其の第二は義邑・邑會系統の民間佛教信仰團體は盛唐・中唐・晩唐・五代を通じて猶ほ儼として社會的に設立存在流行し居りしも、何か他の原因より造像を營まざる様になりし爲、遺物の上に於て漸次義邑・邑會の存在を濃厚顯著に認め得ざる様になりしものには非ざるかと謂ふ推定である。先づ第一の推定説より批判論述して行かう。

松本文三郎博士の『支那佛教遺物』五、大同の佛像の條の説に據れば、初唐時代に入りても造像の風は全然消滅したるものには非ずして猶ほ相當に流行し居りしも、現存の遺物の示す限に於ては、南北朝時代に於けるが如き巨大なる造像の存在漸次減少し居れるのみならず、却つて漸次經幢製作の風習起り、之が造像に代りて流行する様になりしもの、如く觀測せざるを得ないと謂はれて居る。此の考察は現存の遺物の實際より綜合歸納せられたる鐵案にして動かすべからざる現象なのである。山崎學士は此の松本博士の説を證據づけられて、金石遺文上に遺存せる唐代の邑義の

名稱の甚だ稀有なることを論ぜられ、大村西崖氏の『支那美術史彫塑篇』第五四三頁所掲の唐の高宗の永徽四年（皇紀西紀

一三三三年
六五三年）四月八日の紀年ある李庄村老宿邑義李仁才等二十一人の造像銘あるを指摘せられ、これ以外多くを舉げ得

ないと論ぜられて居る。勿論初唐時代造像の風の漸次流行せざる様になり、經幢製作の風の漸次擡頭しつゝあり、中唐時代に盛に經幢の建立せられたることは掩ふべからざる事實であるが、經幢製作と義邑・邑會との關係は少しも明でないのである。即ち造像を營む義邑・邑會が衰微消滅して造像の舉が全然無くなりし歟、義邑・邑會は依然として流行存続し居りしも像を造らずして經幢製作の方面にのみ走りたるものなる歟、將た義邑・邑會が衰微消滅して造像の舉無く、却つて個人的或は數人の有志者によりて經幢の製作せらるゝ風の起りたるものなる歟、其の間の事情は一切不明なのである。

南北朝時代のものゝ如き巨大なる造像には莫大なる造像費を要すること喋々を要せず、また顯門・富豪ならざる一般庶民大衆の佛教信者が之を一建立せむには負擔が甚だ過重なることも絮説する迄もない。自然の勢として多人數の零細なる施財の合力を以て造像せむことを案出せむは當然の徑路なるべく、義邑・邑會の存在は此の爲には最も好都合のものである譯である。

然るに茲に嚴密に考へ置かざるべからざることがある。それは義邑・邑會が本來巨大なる造像の爲の施財合力の必要より促進發生發達したる佛教信仰の庶民團體ならざることである。南北朝より唐初に至る義邑・邑會は巨大なる造像事業を熱心に營むで居ることは事實であるが、これのみを營まむが爲に義邑・邑會の發生存在したるものには非ず

して、義邑・邑會組織の根本は佛教信仰心より在家の有志者が團結して種々功德を積む行事を営み、その行事の一として造像事業をも営みしが、南北朝より隋唐初の間には造像の風一世を風靡したれば、各義邑・各邑會爭ひて此の事に従事し、後世より觀れば宛として義邑・邑會の結成存在は造像の爲のものゝ如く看取せらるゝ大勢を示したるまでのことにして、義邑・邑會そのものとしては造像が唯一の事業たるにはあらで、凡そ佛教信仰心を鞏固にし功德を積むべき諸行事、例せば齋會・誦經・寫經・造像・修寺等を爲すを以て目的とし、其の間輕重の差ありしものとは考へられず、此の中にて遺物を遺存し易く、且つ具象的に顯著なる造像事業が、後世人をして義邑・邑會が造像並にその附隨設備の造營の爲に組織せられたるものゝ如く感ぜしめるのであつて、義邑・邑會の結成を以て造像並にその附隨設備の造營の爲のみを目的とする社團なりと速斷せむは大なる謬見であらうと思ふ。現に前掲の益州福壽寺の僧法瓊の實行したる三十人一義邑、千組以上の存在、また山崎學士の指摘せらるゝ通り『續高僧傳』卷二十四、比丘法通傳所載の隋の開皇年間の僧法通が今日の山西省の汾水流域地方を教化して義邑結成に努めたることを記して

多置邑義。月別建齋。但有沙門。皆延村邑。咸有住宿。明旦解齋。家別一槃。以爲通供。此儀不絕。至今流行。

河石諸州。聞風服義。

とある記載に徴すれば、隋の文帝の開皇年間(皇紀一二四一一—一二六〇年)や唐の太宗の貞觀年間(皇紀一二八八—一三〇九年)遺物としての義邑・邑會營造の造像の尙は甚だしくは減ぜざる時代に於ても、必らずしも造像事業を以て主なるものと重視せずして寧ろ涅槃經一卷を持してその合誦を行ひ、毎月齋會を催して各邑人が交互に誦經を爲すことを以

て主なる事業と爲せる義邑・邑會の夥しく存したることを知り得るのである。即ち南北朝以來の義邑・邑會は造像の爲のみに組織流行したるものには非ずして、此等の崇佛の諸行事と共に造像をも行ひたるものと見られる。

世には往々にして初唐以來小型の造像や經幢製作の風起り、之には一個人或は二三人の財力を以てして容易に建立を爲し得るもの多く、隨つて多人數施財合力造營の必要漸次認められず爲りし爲、初唐以後の遺物金石文の上にて義邑・邑會の名稱の漸次稀有となりしものならむと考察せむとする學者もある様であるが、果して然るか否か大に考覈を加へなければならぬと思ふ。前述の理論より謂はゞ巨大なる造像事業より經幢製作へと時風の變遷したるが爲に義邑・邑會が漸次必要無くなりしものとは考へ能はぬ。造像事業より經幢製作へと變遷したるは他の理由と原因とに據るものにして、義邑・邑會の衰微不流行に據るのでは無く、叙上の崇佛目的諸事業を旨とする義邑・邑會は南北朝以來相變らず組織存在流行し、中唐・晚唐・五代時代に於ても尙ほ儼として流行存在したのであるが、他の理由より造像事業を營まなくなり、寧ろ齋會・誦經・寫經・念佛の如き、遺物的具象的に顯著に遺物を遺さざる諸行事を營むを以て本旨としたる爲に、義邑・邑會・邑子・邑人の文字ある具體的史料遺存に缺如を來たし、中唐以後、漸次義邑・邑會が衰微し遂に消滅したるが如く後世人に思はしむる結果を生じたものと思はれる。斯く考覈し來れば前に提出したる第一の推定説は成立せずして第二の推定説が妥當なるものと爲るのである。以下根本史料に基いて之を實證せむと思ふ。

三

先づ義邑・邑會の名稱であるが、初唐以後の金石文にこそその名稱の出現漸次稀有となれるも佛國々立圖書館所藏燉煌文書の中晚唐民間雜文書の中には儼として習見するのである。茲に二・三の例を挙げむか、佛國第參壹貳八號の『社叅(齋)文』の如きそれである。

社 叅 文

蓋聞。光輝鷺嶺。弘大覺以深慈。敷演龍宮。契天明之勝福。廣開
方便之門。靡顯津梁之路。歸依者。有障必除。廻向者。无灾不電。故諸之佛威力
其大矣哉。厥今坐前。叅主持爐。啓願所申意者。奉爲邑義保。願功
德之加會也。惟諸功乃並是高門勝族。百郡名家。玉葉瓊枝。蘭芳桂
馥。出忠於國。入孝於家。靈譽播於寰中。秀雅文於掌内。

加以傾心三寶。攝會無□。越愛染於稠林。悟真如之境界。替榮
花之非實。攬人事之虛無。去在歸衣。情存彼岸。遂夕共結良
緣。同增勝福。會衆凡聖。連坐花臺。崇敬三尊。希求勝福。故能
年三不關月六無虧。建豎檀那。守修法會。是日也。開月殿。啓

金匱。轉大乘。敷錦席。厨饌純陀之供。爐焚淨度之香。幡花散

〔以下闕文〕

右の第二行目の上より第五字目の靡は扉の字なるべく、第四行目の上より第二字目の加は嘉の字なるべく、第五行目の文は聞の字を音通假借したるものなるべく、第七行目の上より第十四字目の衣は依の字なるべく、第九行目の上より第四字目の闌は闕の字なるべく、桀は齋の字の唐代通俗字である、此の中に「奉爲邑義保」とあるは、邑人組合即ち義邑・邑會の爲に此の齋を催すの意にして、邑義保の三字は注意すべきである。また佛國第五五貳九號の第二十八種に『社願文』なるものあり、次の通の文である。

社 願 文 一、首

夫釋教幽玄。神功罕測。祭靈光於漢月。顯瑞迹於周

星。遂得化自西垠。教流東鄙。生靈藉

之而拯溺。品類資之而拔煩。鏡三界之

迷途。行超苦海。祛六塵之緣覺。坐

出愛河。迥希慈雲。則蔭覃沙界。高

懸惠日。則影洽鐵圍。鷹秋飛天。別

熊而成寶塔。然則座前持爐。三官

已下諸社衆等。所申香供意者。奉 爲

合邑人保。祚平安之所會也。唯願諸

公等。竝會夏蓮芳沼。餘衆而

芻花臺。覺樹含春。垂芳條於鹿

苑。禪林擢秀。聳禎幹於龍空。步

發披蓮。銷八難而淨六塵者。則

燉煌貴社之福會也。然後二鼠四鼯

而攝毒。證无生而騰火宅。直入鷺

嶺魚山之秀。鶴林奈苑之奇。三毒

五根。遠離塵劫。群生仰化。有識歸

心者歟。摩訶般若。利樂无邊。大

衆虔誠。一切普誦。義通緣是。俗

擴所有。缺斷錯謬。仁慧改政便了

此與善勝安□下

第十二行目の第一字の芻は葺の字の唐代通俗字にして、鉞（＝鐵）、苑（＝苑）、鷺（＝鷺）、應（＝雁）、鶴（＝鶴）、无（＝無）

などの文字筆畫の時代的習慣は、この文の寫錄の唐時代に在ることを自證せるものと思ふ。此の文の中に「奉爲合邑人保」とあるは注意すべく合邑人保とは全邑人保にして全邑義保即ち全義邑の意である。

此の兩文の製作時代は明確でなく、年紀の徵すべきものも見當らぬが、此等と共に燉煌民間雜文書の中に遺存する幾多の『社司轉帖』やその『社司轉帖』の發せられたる民間組合の幹部を三官と呼ぶ時代的習慣語など、すべて私が『史林』第二十三卷第二・三・四號連載の拙稿「唐代の社邑に就きて」の論證に互審參稽すれば、その如何に早き時代のものとしても、盛唐以上には溯り得ずして、大體中唐時代以後の作たるは略ほ推定するに足り、此等の文の中に邑義保や邑人保即ち邑義や邑人の團體即ち義邑・邑會の意の現はれ、殊に後の『社願文』に於て「三官已下諸社衆等」と呼び掛けある文句あるに徴すれば、此の社とは所謂邑社・社邑の略稱であり、しかも佛教信仰を中心として組織せらるゝ社邑なれば、これ明確に従來の義邑・邑會系統の社團結成の風俗の中唐・晚唐時代に尙ほ永續して社會的に存在し、從來の如き造像事業こそ爲され、齋會・誦經などを營み居りたる確證であると思ふ。

更に佛國々立圖書館所藏燉煌文書第參七參〇號紙背の『某甲等謹立社條文書』に至りては實に興味あるものにして、純粹佛教信仰に基いて設立せらるゝ義邑・邑會系統の社團が、私が前述の『唐代の社邑に就きて』の中にて指摘したる佛教信仰より遊離して専ら鄉黨鄰里の和協親睦・鄉黨鄰里相互成人教養・鄉黨坊巷の經濟的相互扶助を主目的とする社團へと變化推移する過渡期の社團の實質を示せるものであるから、一面に於て佛教と無關係なる鄉黨鄰里和協親睦成人教養經濟的相互扶助の規約も見ゆると共に、他面に於て義邑・邑會系統の社邑の中唐・晚唐時代に於ける行事の

一端をも知り得べき根本史料である。曰く

某甲等。謹立社條。

竊以。燉煌勝境。地禦人奇。每習儒風。皆禮教

談量。幸解言語。美辭自不能。豈須憑象。

頓所以共諸英流。結爲堂會。先且欽崇禮

典。後乃逐吉追凶。春秋二社。薦規建福。三齋

本分。應有條流。對截具件。壹別標名。取

衆人意懷。嚴切丁寧。別例一。凡爲邑義社。

先須逐吉追凶。諸家若有喪亡。更須制一

成堅要車。客（齊）心榮造要要昇。亦乃壹般。忽

若錄事帖行。不揀三更夜半。若有前却。後

到罰責致重不輕。更有事段幾般。壹取

衆人停穩。凡爲立社。切要久居。

本身若云亡。便須子孫承受。不得妄說辭

理。格例合追凶逐一。直至絕嗣無人。不許

遣他枝眷。更有諸家橫遭厄難。亦須衆力

助之。不得慢說異言。伏已便須濟接。若有

條已後。一取三官載之。不許紊亂條晃。上下有此

之輩。決丈七下。贖賦一返。人家哀亡。巡行各使三

件。更要偏贈。便有上駄腐磨。逐年正月。印

沙佛一日。香花佛食。齋主供備。上件條

——意勒定。更各改易。

謹具社人名目。用爲憑驗。

〔以下闕文〕

右の文には俗字・當字^{ズテ}多く、第二行目の上より第八字目の傑は傑の字なるべく、第十八行目の上より第七・第八字目の贖賦一返は私が『史林』第二十三卷第三號の『唐代の社邑に就きて』の中篇に寫眞をも加へて紹介發表したる佛國第參四八九號燉煌文書『戊辰年正月廿四日雇坊巷女人團座商議立條合社文書』に重出する體賦一返(=筵=筵)に參稽して體賦一返の誤記なるべく、第四行目の第一字の頼は恐くは顧の字にしてオモフニと讀むべきものであらう。

此の佛國第參七參〇號紙背の『某甲等謹立社條文書』につきては『史林』の『唐代の社邑に就きて』下篇に之を紹介し、相當詳細に述べたれば、茲に再述せぬが、此の中にて中唐晚唐時代の義邑・邑會系統の社の行事と目せらるゝも

のを摘出すれば、（一）春秋二季の寺院の講經說法の爲に支援しその際の寺院の齋會を盛にすること、（二）社人相互の吉凶慶弔を爲しその葬儀に對して心を協せて助けること、（三）社員の中に死亡者あらば、社員一同をして交代的に必らず弔問と通夜とを爲さしめ且つ葬儀當日一齊に會葬せしめ弔亡の三義務に服さしめ、社員一同より供物其の他を贈遣せしめ、その法要の齋會に一同參會以て故人追福の儀を盛大ならしめること、（四）社員の家々にて毎年正月中に交代的に一日間宛、印沙佛の催、即ち佛像の印影板木を以て佛像御影を紙片に押捺して以て功德を積む催を行ふこと、〔其の際は社員一同その催主の家に集合して之を行ふが〕其の際に佛前に供する香花佛食は印沙佛行事の其の日の催主たる齋主が負擔して供備することの四者である。

此の中の印沙佛のことは之を行ふ會場につきて多少の疑問があり、之を催すは社員の家々にて交替的に各家一日宛に營むのではなくして社の人々が寺院に集合して寺院に於て行ふのではないかと見られることである、若し然らば社員が十五名・二十名あらうとも、印沙佛行事は正月の中の單に一日限のものと爲る譯である。但し佛國第參七參〇號紙背の『某甲等謹立社條文畫』の文を全體として熟讀すれば、社員の灾厄の救助・死亡者ある場合の弔問、その法要參會と謂ふ社員相互間の關係のみに關する箇條を記して其の次に逐年正月印沙佛一日。香花佛食。齋主供備とあるなれば、こは蓋し社員の家々にて交る／＼行ふものならむと察せられる。若し寺院にて行ふ時は、佛前に香花佛食を供するは社一同として即ち社の名に於て爲すことにして、勿論社の總代なる三官が齋主なること前掲の佛國第五貳九號の第二十八種なる『社願文』に徴しても明白のことなれば、之を特に齋主の負擔供備と説明して規定する必要は無いと

思ふ。齋主供備とは齋主が香花佛食負擔の責任あることを規定したるもので、即ち齋主が度々別人に變ることを前提としての規定である。齋主が度々別人に變ることは即ち印沙佛の催主の度々變ることを意味し、催主の度々變ることは則ち社員の家々にて交る／＼之を營むこと、なるのである。若し寺院にて營まば社の三官なる社官・社長・社老が常に齋主にして、齋主が度々變る筈は無く、香花佛食の經費も社人合同にて共同連帶負擔すれば、その負擔を齋主にて負ふべしなど謂ふ規定を立て置く必要が無い。故に私は印沙佛行事を以て社員の家々にて交る／＼齋主即ち催主を引き受けて、一日間宛營むものと解せむとする者で、假に二十人の社員の社ならば正月中に毎日催主と會場とが變りて二十日間繼續開催せられる譯である。

右の根本史料は年紀の徵すべきもの無けれども、佛國第參七參〇號の紙表には午年十二月の紀年ある『僧道苑牒文』、酉年正月の紀年ある『金光明寺徒衆請上座寺主牒文』、申年十月の紀年ある『報恩寺僧崇聖狀文』、寅年正月の紀年ある『尼惠性牒文』、酉年正月の紀年ある『奉仙等牒文』、寅年九月の紀年ある『式叉尼眞濟等牒文』、寅年八月の紀年ある『沙彌尼法相牒文』、『慈惠鄉百姓李進達狀文』あり、紙背には『某甲等謹立社條文書』の他に『書儀零簡』、『未年四月三日紇骨薩部落百姓吳瓊岳あづま飯栗契文』、『△鄉百姓某專甲放妻書一道』ありて、大體晩唐時代・五代初期の交の文書集と觀察せらるゝを以て、此の『某甲等謹立社條文書』も亦略ほ其の頃のものなるべく、以て中唐・晩唐・五代時代の佛教信仰に基く社の行事の一端を窺知し得らるゝと思ふ。乃ちこれによりても中晩唐時代に南北朝以來の義邑・邑會系統の社團の猶ほ存續流行せることを知り得る。殊にその文中に「凡爲邑義社。先須逐吉追凶」とあるは注意すべく、邑義の社

とは邑子の社團の意にして即ち義邑・邑會に他ならぬ。

また佛國第貳九九壹號紙背に『燉煌社人平詘子一十人勸於宕泉建窟一所功德記』なる一史料あり、左の如くである。

燉煌社人平詘子一十人。勸於宕泉建窟一所功德記。

蓋聞。崇福者。莫越於繕修。資國資家者。莫過於建作。所

以大雄流教。廣誘於郡迷。化度有情。致蒼生於壽域。今

則有邑人義社某公等十人。至慕空王。情求出離。發菩提

之心。俱撥焚籠之絆。乃於茲地。勸建一窟。華飾儼然。粉繪

將畢。門臨月窟。以危山峒而當軒。戶枕仙巖。而靈蹤

竝秀於是。龕內素釋迦仏一軀。二上足。二菩薩。蓮臺寶座。

拂師子之金毛。闔牖鈴音。砌微風而響振。諸壁上變相。

悉像維城。侍從龍天。皆依法製。社衆等。建修之歲。

正遇艱難。造窟之了。兵戎未息。於是資家爲國。勸

建此窟。鐵石爲心。俱無遏取手。爲功德已畢。慶讚營

肅。讚詠斯文。將傳千載。恃蒙相公而銘讚曰。

昭昭佛浪。朗朗明時。資家爲國。翺此靈塞。鑿龍翺窟。

憑福所依。衆心堅固。以畢爲期。星霜再換。功就不遲。家財

咸徹。決無改移。龜成華灑。淨室光輝。龍天加護。

福就巍巍。千秋萬歲。迹繼邊陲。略標數字。以助

慈悲。

右の本文第二行目の郡迷は群迷の當字なるべく、第八行目の悉像維城は悉象維城にして迦比羅城に象るなるべく、第十四行目の徹は撤の字、灑は麗の字であらう。此の文の中にも「邑人義社某公等十人」の文句ありて、邑人義社とは邑義の社團即ち義邑・邑會の意たること甚だ明瞭である。

此の『建窟一所功德記』に見ゆる宕泉の地は晩唐・五代の頃佛龜の多く建てられ居たる地點にして、佛國第參參〇貳號紙背にも『後唐長興元年河西都僧統和尚依宕泉靈迹之地建龜一所上標文』なるものあり。

維大唐長興元年癸巳歲貳廿四日。河西都

僧統和尚。依宕泉靈跡之地。建龜一所上

標文。弟子 △乙上 兒郎律

〔以下省略ス〕

の如くある。却說『燉煌社人平詛子一十人翺於宕泉建窟一所功德記』が何代頃の作に係るかを考察せむに、こは明

確に撰文者の官銜に徴して決定し得る。即ち此の文の撰者なる此の西漢金山國頭聽大宰相清河張公とは、後に紹介する張安貞であらうと推察せらるゝのみならず、此の西漢金山國と謂ふ地方的獨立君主の國の存在が自證することである。西漢金山國のことは『新五代史』卷七十四、四夷附錄第三、吐蕃國の條に

涼州夷夏雜處。〔申〕師厚小人。不能撫有。至世宗時。師厚留其子而逃歸。涼州遂絕於中國。獨瓜沙二州。終五代常來。沙州梁開平中。有節度使張奉。自號金山白衣天子。

なる記載あり。此の張奉は『新唐書』卷八、宣宗本紀に、大中五年(皇紀一五一一年西紀八五一年)十月沙州人張義潮、瓜沙伊肅鄯甘河西蘭岷廓の十一州を以て有司に歸すとあり、同書卷九、懿宗本紀に、咸通三年(皇紀一五二二年西紀八六二年)三月戊寅歸義軍

節度使張義潮涼州に克つとある張義潮の子孫にして、唐よりは歸義軍節度使に任封しあるも、彼自らは沙州地方の自立地方君主を以て任じ、唐の哀帝の天祐二年(皇紀一五六五年西紀九〇五年)二月自立して白衣天子と稱し、國號を西漢金山國と號した。燉煌文書中に遺存する西漢金山國白衣天子に關する史料は、夙に蔣斧の『沙州文錄』に其の一が掲げられたるのみなるが、私も佛國々立圖書館に於てその第四六參貳號の『西漢金山國聖文神武白帝勅』とて前散兵馬使兼知客將宋惠信を押衙兼鴻臚卿に兼任する勅書にて、滿紙「金山白衣王印」の六字を三字宛二行に配字せる曲尺貳寸平方の朱印拾五顆を五顆宛三行に配置押捺せる勅書、佛國第參六參號紙背の『西漢金山國左神策引駕押衙兼大内支受使銀青光祿大夫檢校國子祭酒御史中丞上柱國清河張安貞生前遺真讚並序』、同第參七六五號の『頌金山天子文』以下數種を目睹して居る。私の歸朝後、中華民國の王重民君は『國立北平圖書館館刊』第九卷第六號に『金山國廢事零拾』を發表せられ

て此等の燉煌史料を研究せられ、私にもその抽印を惠與せられたから、詳細は之に據るべきであるが、此の西漢金山國は唐の哀帝の天祐二年（皇紀一五六五年）二月以來、後梁の末帝の貞明五・六年頃（皇紀一五七九・一五八〇年）張奉の死するまで約十五六箇年間存続せし國なれば、此の『燉煌社人平詘子一十人勦於宕泉建窟一所功德記』が唐末・五代初期の作なること甚だ明瞭にして、以て此の頃にも猶ほ義邑・邑會系統の社邑の並び行はれたるを知るべきであり、自ら邑人義社と稱して居るのである。

また佛國第參貳七六號に『結社修窟功德記』なるものあり、これまた結社と稱せる通り佛教信仰に厚き同志の者が社團を組織して佛窟を修繕せしことを示す。曰く

結社修窟功德記

社節度押衛。

竊以。佛本有願。拯拔無私。慈□生靈。悲深□植。散真

□身於法界。流教マ於大千。使歸依者。滅累劫之蓋纏。□

懇仰者。獲無邊之勝利。マ莫不應緣與福。若谷響之□

□。剋念心赴。若似當空弓棣影。是以 君王致敬。感國土之

昇平。士庶虔誠。必恒霑於妙果。近則希四趣兮厚報。遠躡則

三藐菩提。豎畢竟分津梁。結後邊兮妙本者。斯一社分謂

矣。マ尊有托。西王曹公諱△。德符咸一。雅叶半千。心機朗而愜々。

相自異而偏々。可謂作天大柱。爲國嘉祥。獨居百乘之尊。迥拔諸

侯之上。莫不結隆正法。弘化金田。堅修誘勸。枚人人助。善興敢

虞。觀慈一窟壞經年。咒命衆人。同心再建。內龕隘窄。鑿石

開寬。外厦單衰。新裝重樣。莫不匠微□手巧出班心。鏤拱彫

薨。鸞飛鳳無。簷檻已就。丹雘未施。豈期 大王俄昇仙路。

次當有我 竊以。釋迦大聖。願力誓度於閻浮。千眼慈尊。

悲濟同化於南澹。分眞實鉢。處々現相之多般。演祕蜜乘。刃々說淺深

之三種眞。或深悟觀見。曉實理。速出生死之因。淺智瞻觀。發敬信。必獲无邊之福。

希奇能仁。大覺雄威。不可測談者哉。（以下省略ス）

右の記文を熟讀するに、西王曹某なる者の發願命令に據りて、佛窟の修繕の爲に同志者をして社團を組織せしめ、着々修窟に従事中、其の功未だ成らずして曹大王死去せしかば、社團の人々はその遺志を繼ぎ遂に之を成就せしめられた。第三行目の上より第八字目の字は判讀し難いが或は禮の字なるかも知れぬ。第四行目の上より第九字目の字は恐くは副の字なるべく福の字の普通として副を當てたものであらう。然らば勝福である。第十三行目の上より第五字目の無は舞の字の當字たるに相違なからう。此の記が何代の作なるかを考ふる上に於て堯鍵となるは西王曹公である。而して西王曹公に就いては私の見る所を以てしては二つの場合があり、或は唐の德宗時代の文とも或は五代の後晋・

後漢・後周時代の文とも想定し得るのである。

西王曹公に就きて「獨居百乘之尊。迥拔諸侯之上」と賞讃せる文句あり、また「西王」の王稱を以て呼べるより觀れば、これ蓋し沙州或は其の附近地方に割據したる地方的自立君主なりと觀なければならぬ。之を『唐書』卷百三十七、郭曙傳に互審參稽すれば、

子〔郭〕昕。肅宗末。爲四鎮留後。關隴陷。不得歸。朝廷但命官遙領其使。建中二年（皇紀一四四一年
西紀七八一年）昕始與伊西北庭節度使曹令忠。遣使入朝。德宗詔曰。四鎮二廷。統西夏五十七蕃十姓部落。國朝以來。相與率職。自關隴失守。王命阻絕。忠義之徒。泣血固守。奉違朝法。……………朕甚嘉之。〔曹〕令忠可北庭大都護四鎮節度留後。賜氏李。更名元忠。〔郭〕昕可安西大都護四鎮節度使。

なる記載あり、此の曹令忠・賜氏改名後の李元忠・即ち曹元忠を以て西王曹公に擬定すれば、此の記文は中唐時代のものとなる譯である。但し曹令忠は北庭大都護四鎮節度留後に任ぜられたものにして、唐代の瓜州沙州地方は河西節度使の管轄範圍なれば、北庭・伊西地方の西王曹公に關することを燉煌地方の修窟に直接關係あらしめむには、あまりにも地理的に隔絶し過ぎるから、郭曙傳所見の曹令忠と此の『結社修窟功德記』所見の西王曹公とは没交渉のものとするのが妥當であらうと思ふ。

佛國第參八七九號・同第四五壹四號などに『大聖毗沙門天王像』の木版刷、天地曲尺九寸五分、幅八寸六分の一枚刷の像影葉子が多數遺存し、スタイン氏の『セリンヂア』にも其の寫眞は收録されてあるが、其の像下の銘文に

北方大聖毗沙門天王。

主領天下一切雜類鬼

神。若能發意求願。

悉得稱心。虔敬之徒。

盡獲福祐。弟子歸義

軍節度使特進檢校

太傅譙郡曹元忠。

請匠人。雕此印板。

惟願國安人泰。社

稷恒昌。道路和平。

普天安樂。

于時大晉開運四

季丁未歲七月

十五日 紀

とあり、此の銘文に見ゆる曹元忠の事は、『新五代史』卷七十四、四夷附錄第三、吐蕃國の條に

〔後唐〕莊宗。拜〔曹〕義金。爲歸義軍節度使瓜沙等州觀察處置等使。晋天福五年。義金卒。子元德立。至七年。沙州曹元忠。瓜州曹元深。皆使使來。周世宗時。又以元忠。爲歸義軍節度使。

とある曹元忠に擬定すべきものと考察せられる。然らば已に地理的にも妥當なるのみならず、佛國にある熾煌文書には沙州の豪族曹氏關係のもの若干あり。中にも曹義金に關する一例を擧ぐれば、佛國第貳六七五號紙背に下部を缺損せる左の如きものあり。

河西歸義軍節度觀察□□□□□□□落等使金紫

右議金守邊退

廊廂之資遠

相公軒冕清所

台轉六合具轄

□故得四夷□

□辟承

規度奉域中

なるものあり、此の議金は曹義金である。又曹元忠に關する一例を擧ぐれば、佛國第貳七〇參號紙背に次の二種あり。

不 審 近 日

聖 體 何 似。伏 惟 俯 爲

社 稷 生 靈。倍 加

保 重。遠 情 懇 望。謹 狀。

舅歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令燉煌王 曹 元忠狀

或はまた

早 者 安 山 胡 去 後。倍 切

攀 思。其 於 衷 腸。莫 盡 披 剖。在 此 遠 近

親 情 眷 屬。並 惣 如 常。不 用 憂 心。今 西 天

大 師 等 去。輒 附 音 書。其 西 天 大 師 到 日。

希 望 重 疊 津 置。疾 速 發 送。謹 奉 狀

起 居。伏 惟

昭 察。謹 狀。

舅歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令燉煌王 曹 狀

の如き書牘あり、自ら燉煌王と稱して居る。佛國第貳六四九號に、曹義金・曹元徳の次に歸義軍節度使たりし者と

思はるゝ曹延祿の『祈天下太平文』ありて

維大宋太平興國九年歲次甲申三月辛

亥朔廿二日壬申。勅歸義軍節度使特進檢

校太師兼中書令燉煌王曹延祿。請室清壇。是

事礼潔。品物咸具。高山鹿脯。深泉鯉魚。

麥飯蘆菹。清酒雜菓。脩具悉隨。奉請

北方黑帝玄武七宿。主人看得良時五願之

日。上啓一切聖人。今日直苻。今日直苻。奉請

東王父西王母北斗七星光鼓織女先生先

師後師神師七十二神苻。史垂駕雲降下。

天苻地苻之主合共就座。佇設微禮。主人

願慈恩垂愍。主人願令宅舍安寧。凶神

惡鬼。遠逆自然消滅。連去千里。主人再拜上酒進黍

府主 延祿。伏蒙

天造。曲受 神恩。爲一郡之仁王。作二

州之帝主。所居之地。宮殿樓臺。養性

存心。廳館衙府。每望

善神潛守。恒思

土地扶持。使遠近以安然。獲内外而帖靜

昨乃不知

上天降福。陰公生灾。遺愚士而攪擾

(以下私ノ手寫ニアル三十三行ノ原文ノ彙録ヲ省略ス)

の如きものあり、これ亦燉煌王と稱して居る。斯かる遺存文書の事情よりすれば、此の曹元忠は斷じて五代後半期のの人と見るが妥當なるべく、然らば『結社修窟功德記』は五代後半期の史料にして、當時隋以前の義邑・邑會と全く同じ性質・事業を爲す社の存し、造像・修窟などを爲したことを立證することとなるのである。

又佛國第貳九九壹號紙背に『莫高窟素畫功德讚文』なるものあり、

莫高窟素畫功德讚文

瓜沙境大行軍都節度衙幕府判釋門智照述

竊聞。諸行无常。衆生有著。溺情五慾。流道忘歸。染意

六塵。執迷長往。是以大雄方便。廣開不二之門。作舟楫於愛

河。溺沈淪於苦海。建六通於大聖。作三聖爲浮囊。素畫

眞儀。開張化迹。前仏後仏、言教不差。國而淨穢不同。

作壽長短有異。五眼十力。布及於窮。四攝三明。布於

來際。修六波羅蜜。救度塵之河。行四无量心。身

登菩薩之岸。則有燉煌官品社△公等△人。彩集崇建

矣。上爲贊普。〔以下闕文〕

右の文の製作時代を知らむには撰文者僧智照の時代を探れば宜しいのであるが、智照のことは今遽に明になし難い、但し此の讃文が大體晩唐より五代時代に互る間のものなることは推定し得られるのである。而して「燉煌官品社△公等△人」の句あるに徴すれば、燉煌地方の地方官吏の佛教信仰より結成せし義邑・邑會系統の社團なることのみは明である。此の佛國第貳九九壹號紙背には、此の他に『報恩寺吉祥之窟記』が連記されており、佛國第貳九七壹號には『佛寺壁畫記殘簡』あり、何れも此の種の社團の開窟・修窟・素畫の功德文・讃文にして、中唐・晩唐・五代を通じて、南北朝以來の義邑・邑會と本質を等しくする佛教信仰社團が世に行はれ、概ね單に社と稱して修窟などを營みたるを知るべく、齋會・誦經・寫經なども營みたることは申す迄もないことである。佛國第貳七〇八號に『社司轉帖』即ち社の回章、或は立社文書の尾部連名の部分の殘簡と想はるものあり。

社僧永保盡心

冒 畧 聯 士 雅 社 僧 永 定 安 五

史 勿 史 子 聖 社 僧 智 定 耜

ナ 奴 佛 李 官 社 社 子 僧 保 端

七子住張老社
社子保行

鄭暴弑王
社子兵馬使索保遠
ケ

再引 張 衍 社 子 押 衛 社 子 傳 保 壽

謝 翽 士 撰
社 子 曹 和
為 記

留 住 張 候 廣 士 關 員 部

冒
冒
冒
子
子

とある。記録の時代は明確ならざれども、中晩唐・五代間のものたるは論證を要せぬ。役割より見ればこれで社員全

部と思はれる。一見する所、僧侶が多過ぎ俗人が少な過ぎる。全員十八人の中、僧侶が八人・俗人が十人である。社子

僧顯德・社子僧保遂・社子僧善順・社子僧保行・社子僧保端の僧の字は姓なりとは考へられぬ。これは何れも僧侶に

して社の組合に加入せる人と見なければならぬ。而して社僧は永保盡心以下三人あるが、社子と社僧とは嚴たる區別

がなければならぬ。社子とは社戸・社人などと同意義にして社の加盟員たるの意に過ぎぬが、社僧は社團の僧の意にして、其の社の信仰的精神的指導者たるものと解すべく、社僧とは社員の一員たる僧の意味には非ずと考へらるれば、社僧は要するに南北朝時代の義邑の邑師に當るものと思はれる。これ社僧某・社子僧某と區別して記載せる所以であらうと思ふ。然らば邑師に當るべき僧侶三人を除けば、此の社の社人は十五人にして、その中偶々僧侶が五人・俗人が十人たる譯となる。此の僧五人は後に述ぶる偽濫僧にして、徭役・兵役の義務を忌避せむ爲に戸籍上にて僧籍に在るもの、實は妻もあり子もある俗人百姓であらうと思はれる。而して社僧三人・社官・社老・處候各一人にて計六人が此の社の幹部たる譯、之を古の義邑・邑會に對比すれば社僧は邑師に當り、社官・社老・處候は邑主・邑長・邑維那の役割に當る。名稱こそ異なれども、これ明に此の社は義邑・邑會である。中晩唐時代以後、文獻上、金石遺文上に義邑・邑會・邑師・邑主・邑長・邑維那・邑義・法義の名稱は現はれずと雖も、斯く名稱がそれ／＼社・社邑・社僧・社官・社老・處候・社子・社人と變稱せられて、其の實は尙ほ連綿として傳統せられて居る譯で、他の原因より造像にのみ走らざりし爲、初唐時代以後、忽然として義邑・邑會が衰微消滅したるかの如く、後世人に誤解せられるのであると思はれる。

四

叙上三節に互り、私は南北朝より唐初に至る間の義邑・邑會が全く造像並に其の附隨設備の營造の爲のみに發生存

在流行したるものに非ずして、本來佛教信仰に基いて在家の人々に據りて組織せられ、邑師の指導教化の下に造像と併せて齋會・誦經・寫經其の他功德を積むべき諸行事を営みたる庶民信仰團體であり、造像と謂ふ具象的遺物の存する爲に、これのみの爲に設立せらるるもの、如く後世人に誤解せられ居ることを論述し、初唐以後他の原因より造像事業が行はれなくなりて具象的遺物を今日に遺さざる様に爲りし爲、中晩唐・五代の間には義邑・邑會は衰微消滅したるかの如くに見らるゝも、其實際に於ては南北朝以來の義邑・邑會設立の風習は依然として永續せることをば熾煌發見の晩唐・五代間の根本史料によりて之を實證し、單に造像の銘文のみによりて義邑・邑會の消長を總論することの妥當ならざることを指摘し、併せて其の實の等しくしてその名稱の變りたることをも論述した。

斯く觀察し來れば中唐・晩唐時代に所謂社邑或は單に社と稱する庶民團體の中には、古の義邑・邑會と全く同じ性質、同じ目的のものも存したる筈である。中唐・晩唐時代の社邑・社に關する根本史料にして私の調査獲得したるもの佛國々立圖書館所藏熾煌文書五千五百四十一點中に於て六十種、大英博物館所藏スタイン氏將來熾煌文書にして私の調査したる中にて四種、合計六十四種に達せるが、此等を熟讀すれば、中唐・晩唐時代の社邑にはその名を等しくして稍ゝその實を異にするものあり、大別して三種とすることが出来る。

其の第一種は南北朝時代以來の義邑・邑會系統の社邑であるが、他の原因より古の如く造像事業に専ならず、寧ろ造像事業を避けて齋會・誦經・寫經・俗講支援等に専心するを以て目的とせるもの、即ち同じく佛教信仰を基としながら、其の目的事業の中より造像を除却して、齋會・誦經・寫經・俗講支援の方へと目的事業の偏りたる義邑・邑會

の實を有せるものにして、此の種の社邑は何れも何れかの寺院に專屬したるものらしい。其の第二種は第一種の社邑より派生し更に蛻脱して、全く佛教信仰を重要視せず、寧ろ努めて佛教信仰より遊離せる社邑にして、専ら古來の春秋祭社の鄉黨坊巷鄰里親睦宴集の習俗に和するに團員の品性陶冶・團員の相互的經濟的扶助の目的事業を以てしたるものにして、此の種の社邑は寺院に屬せず、鄉里坊巷にて町内組合・同志社交機關・相互扶助組合として獨立的に存在したるものである。其の第三種は第一種と第二種とを合併せる貌のものにして、春秋祭社の習俗・齋會・誦經・寫經・俗講支援の事業・團員の修養・團員の相互經濟的扶助をも爲すものである。

此の中の第二種の社邑、即ち佛教信仰より遊離して鄉黨坊巷鄰里親睦宴集・團員の品性陶冶・團員の相互的經濟的扶助を目的事業とする中晚唐時代の社邑に就きては『史林』第二十三卷、第二・三・四號連載の拙稿『唐代の社邑に就きて』の中に於て、唐の玄宗の天寶七載（皇紀一四〇八年）五月壬午日發布の『加應道尊號大赦文』、佛國第參六參六號熾

煌文書紙背の『社戶吳懷實保證契文』、佛國第參貳壹六號紙背の『投社人何清々狀』、同第參貳六六號紙背の『投社人董延進狀』、同第四六五壹號の『投社人張願興・王祐通牒』、同第參九八九號の『景福三年（皇紀一五五四年）五月十日立社條文書』、スタイン氏將來熾煌文書第壹四七五號紙背第四種の『病損弔慰遠行餞別立條文書』、佛國第參四八九號の『戊辰

年正月廿四日雇坊巷女人團座商議立條合社文書』、佛國第參壹九八號紙背の『投社人△乙狀』、同第參貳貳〇號紙背の『立社趣旨書』、同第參八八九號・同第四六九〇號第一種・同第五五參〇號第十八種の各『亡贈社司轉帖』、佛國第五五貳九號第拾壹種の『兄弟轉帖』、同第參七〇七號の『親情社轉帖』、同第參貳壹八號の『時年轉帖』の諸根本史料に基い

て詳論闡明したる所、また第三種の社邑に就きても佛國第參七參〇號の『某甲等謹立社條文書』を指摘して之を實證した。

然らば第一種の社邑・即ち中唐・晩唐時代に於ける義邑・邑會系統の庶民組合の實情は如何と謂ふに、山崎宏學士は『隋唐時代に於ける義邑及び法社に就て』の中に、苦心蒐集せられたる幾多の史實を列舉せられ、『續高僧傳』卷二十、僧智聰傳所見の潤州栖霞寺の米社、『太平廣記』卷百十五、報志類所見の普賢社、『不空表制集』卷三所見の汾州西河縣の社邑、『宋高僧傳』卷十五所見の吳郡包山の西方法社、『宋高僧傳』卷十六、僧神湊傳、『白氏文集』卷二十四、唐江州興果寺律大德湊公塔碣銘并序所見の菩提香花社、『全唐文』卷六百七十六所見の華嚴社、『新唐書』卷百十九、白居易傳所見の香花社、『宋高僧傳』卷六、僧知玄傳所見の擬結蓮社、などを説述せられて、且つ述べられて曰く、北支那に於ける義邑が漸次内容的に變化し、武后の頃に於て法社と接近して仕舞つた爲、その名稱も資料上殆ど武后以後には看られず、乃それが往々開元の頃より邑社・又は別に邑會等の名を以て呼ばれるに至つたものと致へたいと。

義邑が中晩唐時代に邑社・邑會と變稱せるならむことは山崎學士の謂はるゝ通にして、鄙見に據れば單に義邑の名稱のみならず、邑師・邑主・邑長・邑維那・邑義・法義の名稱悉く變稱せられて、其の實の永續流行せしこと前述の通りであり、義邑は内容的に變化したるものと見むよりは、寧ろ造像・修寺・齋會・誦經・寫經其の他功德を積む諸行事を營むに當り、初唐以前には具象的な造像を重視する傾向ありしも、それ以後は他の原因より造像を重視せずして齋會・誦經・寫經・印沙佛等の方へ偏ることとなつたものと考へられる。即ち初唐以前の義邑の事業が造像並に其の

附隨設備の營造のみなりし譯ではなくして、當時とても齋會・誦經・寫經も營み、中唐以後の第一種の社邑の事業が齋會・誦經・寫經・俗講支援のみなりし譯ではなくして、當時とても前掲史料の示す如く修窟・壁畫製作も營めるものにして、造像・修窟・齋會・誦經・寫經・俗講支援等の諸事業中、初唐以前の義邑は造像事業に偏り、中唐以後の社邑は齋會・誦經・寫經・俗講支援に偏りたるまでに過ぎぬ。但俗講支援の事のみは中唐以後の新事業なのである。

中唐・晩唐時代の佛教信仰に基く社邑のことは或は米社・普賢社・或は西方法社・菩提香花社・華嚴社などと記載に見えながら、其の社の成立存在の事情、年中行事の如何などは史料缺乏して之を詳細に知ることが出來ず、從來發表せられたる論著に於ても此の間の事情の一斑を説けるものあるを見ない。南北朝時代の義邑とても造像銘文に據りては此の種の事情を明に爲し能はざるなれば、造像銘文の稀有となりし中唐・晩唐時代の佛教信仰に基く社邑の此の種の事情の一端を明に爲し難きは當然である譯で、僅に寶瓊傳や法通傳等によりて毎月の齋會開催・或は誦經の催などのありしことを知り得るのみである。

然るに佛國及び英國にある燉煌發見史料の社邑文書の中、右の第一種の社邑に關する史料と思はるゝものに徴證すれば、決して充分には非ざれども、從來明にせられて居る以上に或る程度まで之を察知し得るのである。

先づ社或は社邑と稱するものにして中唐・晩唐時代佛教信仰に基いて結成存在したる社團の組織より考察せむに、佛國第參參七貳號紙背に次の如き『社司轉帖』あり、

社 司 轉 帖

右緣常年建福。一門人。各粟壹斗。餠餅(餅)壹雙。鵬鴿

箭壹具。畫被弓壹張。幸請諸公等。帖至限今

月四日卯時。於端嚴寺門前取^テ弄(齊)。捉二人後到。罰酒

壹角。全不來。罰酒半瓮。其帖速遞相分付。不得停滯。如滯

帖者。准條科罰。帖周却付本司。用憑告罰。

壬申年十二月廿二日 錄 事

社官宋愁子 社長徐安德 社老康辛保 汜友住 張再昌 杜清奴

羅再寧 王骨子 翟大眼 史流定 張住子 王山定 孟鶴子 任丑^テ權

馬平水 汜再昌 吉山定 程順興 吉山定 張尖三 宋友長 友長

汜再昌 安鶴子 梁返(延)會

右は此の社邑が寺院に於ける法會講經說法などに對してその催を盛大ならしむべく支援せむが爲、組合員に均分齎出を通知したる回章なるが、第二行目上より第十五字目の餅は餅の字の當^{あて}字であらう。此の本文の解釋並に壬申年の年代に就きては嘗て『史林』第二十三卷第三號所載の『唐代の社邑に就きて』中篇に於て論述したれば、茲に贅言せぬが、本文中の「帖至限今月四日卯時」は「帖至限來月四日卯時」と書すべきものを、回章發行の尙ほ十二月廿二日にありしを錯覺して、無意識的に「今月四日」と誤記したるもの、今月四日にては回章發行日より過去の日にして意味を爲さ

ぬ。壬申年は『史林』に於て論定したる通り、恐くは唐の宣宗の大中六年（皇紀一五二二年）壬申年か、後梁の太祖の乾化二年（西紀九一二年）壬申年かの何れかと推察せられる。斯くして此の社邑は組合員二十四五名より成れるが、その中の幹部たる者は社官宋懋子・社長徐安德・社老康幸保にして、書記役は録事があり、他は組合員にして、前掲の佛國第貳七〇八號『社司轉帖殘簡』に互審すれば社子と稱すべく、社官・社長・社老を三官と稱するのである。

此の三官・録事は佛教信仰に基く社邑に於てのみならず、佛教信仰と無關係に鄉黨坊巷鄰里親睦宴集・相互品性陶冶・相互經濟的扶助組合たる第二種の社邑に於ても設けられたる幹部名稱にして、佛國第參九八九號の『合社立條文書』に衆請社長翟文慶・衆請社官梁海潤・請錄事汜彥宗の例あるに徴證すれば、大體組合員一同より推薦擁立するものと考へられる。『太平廣記』卷二百五十二、詠諧八の條に『啓顏錄』を引きて『千字文語乞社』と題して掲げらるゝ乞社文の冒頭に「敬白。社官三老等。切聞政本於農。當須務茲稼穡」と謂へる社官三老も亦これである。

然らば中唐・晚唐時代佛教信仰に基く社邑の組織は原則的には、社僧・社官・社長・社老・録事・虞候の幹部の人々と社子等より成る筈である。社僧は古の義邑の邑師に、社官・社長・社老輩は邑主・邑長・邑維那輩に、社子は邑子に、それ〴〵該當し、其の實を同じくしてその名稱のみを異にせる譯である。録事は書記役、虞候は行走事務に服する小使役である。但し此の七者併置は典型的原則的のものにして、當時の實際に於ては先づ組合員たる社子ありて、その間より社官・社長・社老と録事とが推舉せられ、社僧の無きものが多かりし様である。これは後に論述する通り、當時に於ける此の種の社邑は概ね何れかの寺院に屬して存在したるらしき故、信仰的精神的指導はその寺院にて之を

爲す爲、此の種の社邑の中には必ずしも社僧を特置するの必要無かりしに據るものと考察せられる。

五

次に中唐・晩唐・五代時代に於ける此の種の社邑設立の経緯を探索せむに、當時の此の種の社邑と寺院との關係は、その設立の根柢より密接不可分離の關係に在りしもの、如く、即ち此の種の社邑の設立に當りては寺院が或る程度の指導を爲し、必要に應じては寺院經濟より或る程度の經濟的援助までをも爲して、その設立を促進獎勵したるものの如く、斯くして成立せる此の種の社邑は常に其の寺院に屬する社邑として存在し、寺院としてはその管する此の種の社邑の人々の爲に、種々信仰上並に寺院の特殊權力を以てする廣意の政治的・經濟的・社會的便宜と援助とを與へ、社邑の組合員はその團體としての社邑の屬する寺院の爲に種々助力し、或は寺院の募財勸化の事でも起らば率先して此の事に當り、凡そ寺院に於ける毎年の諸法會行事には必らず參會且つ勞働的・經濟的に援助して所屬寺院の聲望を高め隆昌を計るに努力し、時に際しては相當の喜捨寄進をも爲し、寺院と其の所屬の社邑とは共存共榮の便益を以て密接不可分離の關係にありしもの、如く考察せられる。其の證據は當時の寺院の直歲僧の書き残したる寺院收入支出會計報告書の中に習見する。

佛國々立圖書館所藏燉煌文書總計五千五百四十一點の中に寺院の收入支出會計報告書、當時の稱呼を以てする直歲僧手下諸色出現破除曆或は直歲僧手下諸色入破曆と稱するものが相當に遺存する。例示すれば佛國第貳〇參貳號紙

背・同第貳〇四〇號紙背・同第貳〇四九號紙背・同第參貳參四號紙背・同第參貳〇七號・同第貳〇四貳號・同第貳六參八號に在るもの、如きあり、其の他にも多數のその斷簡零葉があり、こは一々其の登錄番號を茲に列擧するの煩に堪へぬ。また大英博物館所藏スタイン氏將來燉煌文書第參六六號・同第壹五壹九號などにもある。此の中にも佛國第貳〇參貳號紙背・同第貳〇四〇號紙背・同第貳〇四九號紙背・同第參貳參四號紙背のものは驚くべき程の大量長卷で、しかも前三者はその紙表皆『維摩詰經疏殘卷』である。『維摩詰經』には姚秦の鳩摩羅什譯の『維摩詰所說經』、吳の月氏優婆塞支謙譯の『佛說維摩詰經』あり、前者は佛國品第一・方便品第二・弟子品第三・菩薩品第四・文殊師利問疾品第五と謂ふ様な篇目であるが、後者は佛國品第一・善權品第二・弟子品第三・菩薩品第四・諸法言品第五と謂ふ様に多少篇目を異にして居る。而して此等紙表にある『維摩詰經疏殘卷』には觀衆生品第七・佛道品第八・入不二法門品第九の目あれば、こは鳩摩羅什譯の『維摩詰所說經』の疏と考察せられる。何となれば、支謙譯の『佛說維摩詰經』にては觀人物品第七・如來種品第八・不二入品第九と稱するからである。而して佛國第貳〇參貳號紙表の『維摩詰經疏殘卷』は不思議品第六・觀衆生品第七・佛道品第八・入不二法門品第九の條にして、佛國第貳〇四〇號紙表の『維摩詰經疏殘卷』は香積佛品第十の條、佛國第貳〇四九號紙表の『維摩詰經疏殘卷』は弟子品第三の條である。然れば此の三者は本來一部を爲せし『維摩詰所說經疏』の裏面を利用して書記したる某寺院直歲僧の寺院會計報告書である。故に紙表の『維摩詰經疏』の順序より謂はゞ佛國第貳〇四九號・同第貳〇參貳號・同第貳〇四〇號の順序に排列すべく、紙背文書にては之と逆に爲る筈なる故、佛國第貳〇四〇號紙背・同第貳〇參貳號紙背・同

第貳〇四九號紙背の順序になる筈である。而して佛國第貳〇四九號紙背の『淨土寺直歲保護手下諸色出現破除曆』は後唐の莊宗の同光三年(皇紀一五八五年 西紀一九二五年)乙酉歲正月の年紀ありて同光二年(皇紀一五八四年 西紀一九二四年)度の淨土寺會計報告書であり、同じく『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』は後唐の明宗の長興二年(皇紀一九九一年 西紀一九三一年)辛卯歲正月の年紀ありて長興元年(皇紀一九九〇年 西紀一九三〇年)度の淨土寺會計報告書たること明確なるなれば、之を基準として研究の歩を進むれば、之に先つべき佛國第貳〇參貳號紙背の『甲辰年一月己(後)直歲惠安手下諸色入破曆』の甲辰年は同光三年乙酉歲に先つべき筈の甲辰年にして、しかも兩號紙背文書の順序の間には、紙表の『維摩詰經疏』にて菩薩品第四・文殊師利問疾品第五の條の闕落不足ありて、當然紙背文書にても此の闕落不足量だけ年次の間隔あるものなれば、此の甲辰年は斷じて後晉の出帝の開運元年(皇紀一六〇四年 西紀一九四四年)甲辰歲たる筈は無く、こは蓋し唐の僖宗の中和四年(皇紀一五四四年 西紀一八八四年)甲辰歲たるに相違なからう。而して中和四年のものと擬定せらるゝ佛國第貳〇參貳號紙背文書と同第貳〇四〇號紙背文書との順序の間には、紙表の『維摩詰經疏』の入不二法門品第九より香積佛品第十へと聯絡あるに徴證して、年次の間隔無く、しかも佛國第貳〇四〇號紙背文書は中和四年に先つべき記録たる筈なれば、佛國第貳〇四〇號紙背の『乙巳年正月廿七日已後勝淨戒惠元手下諸色入破曆』に見ゆる乙巳年は蓋し僖宗の光啓元年(皇紀一五四五年 西紀一八八五年)乙巳歲であらう。光啓元年は中和四年の翌年にして中和四年に先たぬけれども、一甲子遡りたる唐の敬宗の寶曆元年(皇紀一四八五年 西紀一八二五年)乙巳歲にてはあまりに時代が隔絶するから、私は此の乙巳年を以て光啓元年と觀て、記載の際に、經卷卷子本紙背の中半より以下に書き初めありたる中和四年の淨土寺入破曆の前半に餘白あるを利用して、此處に光啓元年のものを書し

たる特殊の事情の存したるに據ると考へる。或は此の條にて經卷が別卷と爲り居りて紙背利用に時代的順序を失へるものと見ても宜しいが、兎に角此の乙巳年は光啓元年であると思ふ。次に佛國第參貳參四號紙背のものは『應慶於願達手上交庫所得麥入曆』なれば、前述の佛國第貳〇四九號紙背の『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』に見ゆる願達の手より受取りて應慶が庫に收納したる出納曆と考察せられて、これ淨土寺のものたること明確なるが、此の中には『甲辰年二月從東庫惠安惠戒手下便物曆』と『癸卯年正月一日已後直歲沙彌廣□剝破』などを含む。この甲辰年は前掲の他の三者と參稽して恐くは唐の僖宗の中和四年（皇紀一五四四年）（西紀一八八四年）甲辰歲なるべく、癸卯年は其の前年なる中和三年（皇紀一五四三年）（西紀一八八三年）癸卯歲であらう。然らば叙上四種の寺院會計報告書は唐の僖宗時代より後唐の莊宗・明宗時代に互りて成りしもの、即ち晚唐より五代初期に互る根本資料なりと謂ふべく、しかも四者共に淨土寺のそれたるは茲に論證するを要せぬ。

佛國第貳〇四貳號は『報恩寺功司道信狀』と題して報恩寺の出納會計報告書なるが、之には戊子年の紀年見ゆ。こは恐くは後唐の明宗の天成三年（皇紀一五八八年）（西紀九二八年）戊子年なるべく、一甲子遡らしめては唐の懿宗の咸通九年（皇紀一五二八年）（西紀八六八年）戊子歲となりて他の遺存の同類史料に比して年代が隔絶し過ぎると思ふ。又佛國第參貳〇七號のものは『上座比丘尼鉢圓等牒』、『安國寺上座勝淨等狀』が連記せられありて、安國寺の出納會計報告書であるが、前者には中和四年（皇紀一五四四年）（西紀一八八四年）正月、後者には光啓二年（皇紀一五四六年）（西紀一八八六年）丙午歲十二月十五日の年紀あれば、これ僖宗時代のものたることの明確なるものである。佛國第參參五貳號紙背のものは『三界寺招提司法松手下諸色入破曆』にして乙巳年正月

一日の年紀あり、こは恐くは僖宗の光啓元年(皇紀一五四五年西紀八八五年)乙巳歲にして中和四年(皇紀一五四四年西紀八八四年)度の出納會計報告であらうと思ふ。その他に夥多しく遺存する寺院出納會計報告書の殘簡零葉は此等諸寺のもの、破落零簡であらう。

然らば現在佛國々立圖書館所藏燉煌文書總計五千五百四十一點の中に、大海の遺珠も當ならざる貌を以て遺存する燉煌地方の淨土寺・報恩寺・安國寺・三界寺などの諸寺院出納會計報告書類は大體晚唐時代より五代初期に互る期間に成りし、天壤間稀有の貴重なる根本史料なりと謂ふべく、寺志類の書に於ても絶対に寓目し得ざる寺院出納會計の明細簿にして、隨ひて此等の史料の中に見ゆる諸記載は片言隻句と雖も、此の期間に於ける燉煌地方寺院の寺院經濟機構・寺院經濟生活の實情の一端を窺知すべき貴重なる史料たる譯であるが、此等に見ゆるが如き寺院經濟機構・寺院經濟生活の實情習慣が唐の僖宗の中和年間(皇紀一五四一年—一五四四年西紀八八一—八八四年)に突如として創闢せられ、劃然としてそれ以前の時代に全然行はれず存在せざりしものと考へられざるのみならず、後唐の明宗の長興年間(皇紀一五九〇—一五九三年西紀九三〇—九三三年)まで存續して劃然としてそれ以後の時代に全然消滅したるものとも考へられぬ。偶々遺存する史料の年代的關係より唐の僖宗の中和三年(皇紀一五四三年西紀八八三年)以後、後唐の明宗の長興二年(皇紀一五九一年西紀九三一年)に至る期間に於ける此等機構・生活の存在流行が實證的に證據だて得らるゝなれど、蓋し之を前にしては中唐時代に於ても、之を後にしては五代後半期時代に於ても、等しく斯かる寺院經濟機構・寺院經濟生活・寺院事務經營習慣は存したるものかと考察し得らるれば、此等の諸史料に據りて知り得る晩唐・五代初期の實情は即ち是れ中唐・晩唐・五代の間を通じて行はれたる寺院習慣なりと謂はむも恐くは過言には非ざるべしと思はれる。

却說此等の寺院出納會計報告書類に據るに、佛國第貳〇參貳號紙背の淨土寺の『甲辰年一月巳(後)直歲惠安手下諸色入破曆』の破除即ち支出の目の中に次の如き支出目の散見するを見る。或る一事に費用食用に粟麥油麴を支出したる場合も、粟は粟破の條、麥は麥破の條、油は油破の條、麴は麴破の條と謂ふ様に部類別と爲すのが原則的記載様式であるが、茲に紹介する場合も便宜上各條一纏として、各項、行頭を改めて羅列することとする。

麴柒斗伍勝。油參勝。臥酒。粟柒斗。二月十六日造屬磨屈木匠霸匠及衆僧等用。

麴壹捌斗貳勝。麴壹壹碩柒勝。油參勝。粟壹碩肆斗。臥酒。沽酒。西倉造^イ寮(簀)時博士及人夫等三時食用。

麴陸斗。油貳勝半。粟柒斗。臥酒。麴了時造屬磨看木匠用。

麴兩碩一斗。油七升半。蘊升半。粟一石九斗。臥酒。沽酒。誠經日造屬磨看諸寺僧官及衆僧等用。

麴八斗。油三升半。粟六斗。沽酒。起首造樓子造屬磨屈博士用。

麴柒碩六斗五勝。油三斗七勝。蘊二勝。粟六碩三斗。麴參斗。起鐘樓時看官造般及屈諸和尚工匠施主及當

寺徒衆等及榮食尼閣梨及村方及當寺女人等用。

同號紙背の甲辰年八月廿九日以後、前西倉司願達保應等より事務引き繼ぎたる『淨土寺西倉司願勝廣進等手下諸色入破曆』の中にも

粟兩石壹斗。臥酒。幹甑及起甑屬磨看鄉官衆僧食用。

麴參斗參勝。油勝半。粟參斗。洪兒誦戒時看造屬磨人用。

油伍勝。西倉入黃麻、造筭扇磨用。

麴壹碩柒斗伍升。高都頭開經時衆僧官等用。

麴伍斗造德餅。高法律上扇磨迎人等用。

麴一斗。造入梁扇磨女人用。

又佛國第貳〇四〇號紙背に

麴貳拾陸碩柒斗伍勝。四月廿七日已後至六月十四日已前中間看博士及扇磨般沙^ツ塹、車牛人夫及徒衆等用。

麴貳斗。營扇磨時女人食用。

同號紙背の『乙巳年正月廿七日已後勝淨戒惠元手下諸色入破曆』の條に

麥壹斗。僧統製幡額了日造扇磨買荳用。

粟柒斗。臥酒。看勾欄人用。

粟貳斗。沽酒。看造食人用。

粟七斗。臥酒。造入梁返扇。屈索鄧二僧政工匠及衆僧用。

油參勝。看勾欄人用。

油肆升。僧統造幡額了時造扇磨用。

油伍升兩抄。造入梁扇磨。屈索鄧二僧政工匠及衆僧等喫用。

佛國第貳〇四九號紙背『淨土寺直歲保護手下諸色出現破除曆』の中に

粟柒斗。臥酒。貼僧官屈畫匠屬磨用。粟陸斗。其日近夜沽酒。看後坐及衆僧食用。

油壹勝半。納官送路東行僧統屬磨用。

麴柒斗。僧官畫窟時造貼頓屬磨及衆僧等用。

同號紙背『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』の中にも

粟壹碩肆斗。因會手上臥酒。造送蝗虫解火屬磨並徒衆等用。

粟壹碩肆斗。造起傘屬磨及屈諸工像（匠）當寺徒衆等用。

油伍勝。先年因會手上造送蝗虫解火屬磨及徒衆等用。

油伍勝兩抄。造起傘屬磨諸工匠及衆僧等用。

麴壹碩肆斗。先年因會手上充造送蝗虫解火屬磨及徒衆等用。

麴兩碩參斗。造起傘屬磨諸工匠及當寺徒衆等用。

の如き例あり。斯かる支出目は夥多しく、茲には單にその若干を例舉したる迄であるが、之を見ても明なる通り、長興元年度の淨土寺の送蝗虫解火屬磨並徒衆等用としては粟壹碩肆斗・油伍勝・麴壹碩肆斗を、造起傘屬磨及屈諸工匠當寺徒衆等用としては粟壹碩肆斗・油伍勝兩抄・麴兩碩參斗をそれゝ支出して居るのであるが、記帳上にては各々粟・油・麴の各破の條に散記されてあるのである。而して中晚唐時代の燉煌地方は貨幣經濟にまで發達し居らざる

故、此等の支出の粟・麥・油・麴類が悉く食用に供せられたるものと觀察せむは謬にして、中には全く酒などを購入する爲の經費として支出せられて居る例もあり、粟壹碩肆斗。因會手上臥酒。造送蝗虫解火局牒並徒衆等用の如き、害虫送りの際の飲食饗應に要する臥酒即ち休息酒・慰勞酒を買入る、爲に因會の擔任にて粟壹碩肆斗を支出して酒を買入れたのであるなどは之を實證して居るから、此等の寺院經濟支出は費用のもの、食用のもの混合せることを知つて置かねばならぬ。

右の支出目の諸例に見ゆる局牒が局席にして、清の顧炎武の『日知錄』卷十七、座主門生の條に引ける唐の武宗の會昌三年(皇紀一五〇三年西紀八四三年)十二月二十二日の中書省の覆奏に見ゆる局席、佛國第貳七貳壹號などに遺存する『雜抄』一名『珠玉抄』一名『益智文』一名『隨身寶』と稱する中晩唐時代の庶民常識寶典に局牒不愼啼睡ていすいと見ゆる局席にして、饗應宴會場を意味し、施きて饗應宴會の意となれること、既に『唐代の社邑に就きて』上篇に於て私の證明する所、此の支出目の例よりすれば返局即ち筵局とも稱したるを知る。

寺院にて諸種の法會其の他の事のありし際、人々を招待饗應し、寺院側の僧侶も主人側として之に臨席し、共に俱に飲食したること、此等の支出目にて明であり、「麴陸斗。油貳勝半。粟柒斗。臥酒。慶了時造局牒看木匠用。」

或は「麥一斗五升。臥酒。及沽酒三件。看牧羊人用。」或は「粟肆斗。沽酒。看聽徒用」など習見する使用例より歸納すれば、看とは接待饗應を意味する當時の俗語なるを知り得る。兎に角當時の寺院にては屢、工匠を使役したり、布施取扱の人を慰勞したり、製油場の油梁木搬入の慰勞を爲したりしたる場合、寺院經濟より支出して人を接待

響應することの習ありしことを推知し得る。斯く考察して茲に興味あることは次の如き支出目の散見することである。

佛國第貳〇四〇號紙背『淨土寺入破曆殘卷』の中に

〔前 闕 文〕

設了弟二日看梵僧及社人衆僧用。

同じく其の『乙巳年正月廿七日已後勝淨戒惠手下諸色入破曆』の粟破の條に

粟兩碩一斗。 臥酒。 二月八日。 看社人及弟二日屈入用。

佛國第貳〇四九號紙背の『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』の中に

麴壹碩貳斗。 二月八日造粥黍(齋)時。 胡餅氣餅餠。 看社人及擎小仏子衆僧等食用。

粟兩碩壹斗。 臥酒。 二月八日黍(齋)時。 看行像社人及助仏人衆僧等用。

油肆勝壹抄。 二月八日造粥黍(齋)時。 煮餠餠。 看社人衆僧等用。

佛國第參貳參四號紙背『淨土寺入破曆殘卷』中に

油陸勝半。 造食。 二月八日。 看兩社人衆僧及弟二日屈孔目郎君等用。

油勝半。 造食。 看行像社衆物人用。

同號紙背『癸卯年正月一日已後直歲沙彌廣口麴破』の條の中に

麴兩石二斗五升。 八日解黍(齋)兼及黍時看兩社及僧衆弟二日屈郎君孔目押牙衆僧人等用。

佛教信仰に基きて組織せられたる中晩唐五代時代の社邑に就きて(上)(那波) 第二十四卷 第三號

四七

麴肆斗。 造食。 看行像社聚物用。

などの例ありて、寺院の經費を以て社人を接待饗應して居る事實を見る。

今佛國第貳〇四九號紙背の長興元年度の二月八日の舉例に據りて計算すれば、粟兩碩壹斗は接待饗應の酒を買ふ爲の費用なれども、麴壹碩貳斗と油肆勝壹抄とは饗應用の胡餅・餠餠を製造する爲の材料である。麴即ち小麥粉二石二斗にて胡餅・餠餠を製し、餠餠は肆升の油にて煮揚けて居る。假に一合の小麥粉を以て二個の胡餅・餠餠を製すとしても貳千四百個の胡餅・餠餠を製出し、一合にて壹餅としても一千二百個、一人にて五個を食したりとしても四百八十人或は二百四十人の人の食量である。矧んや二三個宛の食ならば裕に六七百人の食量である。此の中淨土寺の僧侶側を三十人ばかり、沙彌三十人ばかり、計六七十人としても、接待・饗應せられたる人々は相當多數なるを知るべく、此の際集れる社人は二三百人以上と考察せられ、一社二十五人と見ても十二社邑、一社三十人と見ても十社邑である。當日接待饗應せられたる淨土寺所屬の社人の二三百人ありて、社としては十社や十二社を數へたるを推想するに足ると思ふ。

斯くの如く社人は寺院に催事のある際は概ね招待饗應せらるれば、社としてもその費を擔ふべく臨機應變の寄進を爲したること勿論であらうが、更に興味あることは、社設立の際に寺院が之を指導せることである。即ち此の種の社邑は設立の最初より寺院と密接不可分離の關係を有せることである。其の證據は佛國第貳〇參貳號紙背の淨土寺の『甲辰年一月己(後)直歲惠安手下諸色入破曆』の支出の中に聯續して

粟一石一斗。 與社人。 沽酒用。

麴一石一斗。 油四升半。 粟一石八斗五升。 臥酒。 二月八日社人及僧衆（リ齋）時用。

麴六斗五升。 油升半。 粟二石一斗。 臥酒。 沽酒。 九日屈郎君孔目及看新社人兼造社條等用。

とある目である。右は酒を沽り買ふ爲に社人に與へたる粟一石一斗の支出・二月八日の悉達多太子踰城の記念日の法會の後の臥酒即ち休息慰勞の酒として社人及び寺僧の齋食に供する爲の酒の費用として麴一石一斗、油四升半、粟一石八斗五升の支出と、翌二月九日に淨土寺の信徒にして新に此の種の社邑を設立結成せむとする者等が設立相談の爲淨土寺に會合せし時、淨土寺が新社人たるべき人々を接待優遇し、且つ新社の規則制定商議の席へ供すべき慰勞酒買入の爲に麴六斗五升、油升半、粟二石一斗を支出せる目にして、何れも淨土寺の寺院會計より支出して居るのである。これ即ち淨土寺が、その信徒の組織せむとする此の種の社邑の淨土寺に於ける齋食に、油麴粟を以て費用を支出して之を援助せるものにして、信徒が新しく此の種の社邑を組織せむとする際、寺院がその社人たるべき人々を寺院に會合せしめて飲食品等を提供接待優遇し、寺僧も之に與りて社條制定の商議・社の將來の方針目的の決定に助力參與指導を與へ、新社を設立せむとする人々も寺院の後援指導の下に之を設立せし習慣なりしことを察知し得る。

佛國々立圖書館所藏寺院直歲僧收入支出會計報告書に於ては、今日まで調査したる限に於ては、新社設立並に其の商議に際しての右の如き寺院經濟支出目のことは、此の他に見當らぬが、唯一の實例なればとて決して輕視してはならぬと思ふ。何となれば、此の種の社邑の新設立は月々年々に頻繁にある譯に非ず、一度設立組織せらるれば十年も

二十年も永續する筈のものなれば、その習見せざるは當然の事にして、偶然見ゆる右の淨土寺の中和四年二月九日に於ける一現象を以てしても、中晩唐・五代時代に於ける此の種の社邑と寺院との關係の如何を察知せむには充分ではあるまいかと思はれるからである。然らば此の種の中唐・晩唐・五代時代佛教信仰に基きて組織せらるゝ社邑は、その設立の初より寺院と不可分離の關係を有して成立し、寺院を離れては此の種の社としては殆ど存在の意義を失ひ、寺院は此の種の社邑の後援を得て愈ゝその基礎を鞏固にし得られ、此の種の社邑は何れも何れかの寺院に屬して信仰的並に寺院の特殊權力を以てする政治的・經濟的・社會的便益を享受し、寺院と社邑とが共存共榮の關係に在りしことを知り得る。

中晩唐當時の寺院の特殊權力の如何なるものなりしかは『支那佛教史學』第二卷第四號所掲の『梁戶攷』下篇に佛國第貳壹八七號の『寺院特殊權力擁護宣言』とも呼ぶべき天壤間の孤根本史料を紹介して説述したれば、茲には贅言せぬが、之に據りて(一)地方寺院は地方住民の生活上の希望の總意を代表して國家政府任命の地方行政長官の行政權執行に若干の干涉牽制を爲す權力あり、(二)寺院の舍宅莊田は地方行政官の保護下には在るもそれに支配せられざることを、(三)寺院の莊園・水碾・油梁といふ三收入財源事業は國家政府の地方行政權圈外に獨立し、地方官憲より行政的にも經濟的にも支配せられざること、(四)寺院所屬の物件・人員は絶對にその寺院の支配權内に在り、寺院の經濟的・社會的特殊權力は一般政治・一般社會より超然獨立せること、(五)寺院所屬の莊園の耕作に従事する小作人百姓は申す迄もなく、凡そ寺戸と稱して寺院の支配下にある人民は、國家地方行政權の支配する一般百姓人民即ち寺戸ならざ

る人民とは別箇の社會を形成せしめ、結婚すらもその別箇の社會内にて組ましめ、國家行政權の支配する人民との間に通婚する違犯者の生む所の子女は、その寺院の奴婢たらしむることなどが知られ、即ち寺院が一種の治外法權的權力を有し居りし貌なるなれば、斯かる寺院に屬する社邑の人々がその寺院の特殊權力の下に、政治的・經濟的・社會的に庇護せられて便益を得たるならむことは略ぼ推想し得らるゝことにして、當時徭役兵役を忌避せむとして、其の實際生活は俗人にして妻もあり子もありながら戸籍上にて出家して僧籍に入りたる所謂偽濫僧が、此の種の社邑の組合人となりて所屬寺院に庇護せられたることも想見し得る。彼等は寺院の庇護の下に經濟的便宜を得る代りに、寺院に對しては熱心に後援したであらう。私が『史林』第二十一卷第四號所載の拙稿『唐鈔本唐令の一遺文(四)』に於て、はじめて學界に紹介し、支那寺院經濟史・支那佛教史の研究家の注意を惹ける佛國々立圖書館所藏熈熈煌煌文書第參壹五五號紙背の唐の昭宗の天復四年(皇紀一五六四年西紀九〇四年)の年紀ある『神沙鄉百姓僧翁法性租與口分田地同鄉隣近百姓價員子文契』に見える百姓僧翁法性の如きは、茲にその考證は省略するが、蓋し此の種の一人であらうと思はれる。

玄宗の天寶六載(皇紀一四〇七年西紀七四七年)僧尼に對して官より記名度牒を給する制の創められて以還、度牒を給せられたる僧尼の籍が制定せられ、やがて中唐・晩唐時代に及びて財政の窮乏を救ふ爲の空名度牒が、今日の公債證書や紙幣の如く、地方官や商人の手を通じて官賣せらるゝに至りても、其の發行官賣の數量は官署の原簿に登記せられたる筈なれば、純粹の偽造度牒は別として、兎も角も官賣のものならば度牒としては有效のもので、行者・沙彌・比丘僧に對する記名度牒給與の過程のことより類推すれば、空名度牒を買ひ入れたる者も、何れかの寺院に於いて形式的ながらも

戒か何かを受けてはじめて僧と稱し得たるものなるべく、茲に於てかその寺院とその人との間に何等かの特別關係を生じたるものと觀察せざるを得ない。即ち度牒だけは官賣の空名度牒を容易に買ひ入れ得ても、そのみにて僧籍へ入り得る筈は無く、寺院にて形式的ながらもそれ／＼の習慣的手續を踏み、寺院の承諾の下に、僧籍に入りし證據書類を地方官廳の戶籍課へ提出して、茲に徭役・兵役免除のことが公認せられたりと思はるれば、此の手續を爲さむが爲には、如何しても寺院を除却することが出來ぬ。つまり寺院が證明者となりて出家せしむる譯で、自然その人はその寺院の住僧或は寺主と爲るものには非ずして、依然として妻子を養ひ農耕者または地主として自己の宅に居住し日常生活は全然俗人なれども、廣い意味に於てはその寺院の管轄下に在る僧侶たる譯であると思はれる。此の百姓僧俗法性などもその意味に於て淨土寺か三界寺か、兎に角燉煌十七寺中の何れかの寺院の管下に屬したと思はれる。然らばその寺院とその人との間に特殊關係の生ぜむは當然の歸結にして、その百姓僧はその寺院の爲に好意的或る場合には積極的・義務的・奉仕的助力を爲し、寺院は形式的に管轄する百姓僧に寺院の特殊權力を以て廣意の政治的・經濟的・社會的利便を計り、之を援助庇護すると同時に、之を以て寺院の利便にも資せむとしたることと察せられる。而して百姓僧は或る場合には俗人として或る場合には僧侶として臨機其の身分を自稱し、租稅納附關係の場合と寺院に對する場合とを除けば、大抵通俗的には俗人を以て行動したることと察せられる。百姓僧の悉くがその寺院所屬の社邑の組合員たりし筈もなからうが、その大部分は寺院の特殊權力の庇護を德として、その寺院所屬の社邑の一員たりしならむことも推想し得られる。前に指摘したる佛國第貳七〇八號燉煌文書なる『社司轉帖殘簡』の連記の氏名の社

子十二人の中に、五人の僧あり、此の五人の僧が從來の邑會の邑師に當るものに非ざることは、邑師に當るべき社僧三人の氏名の明記あるに徴證して明確なること既に論述したる通なれば、此の社子の五人の僧は蓋し此の百姓僧に當るものなるべく、官賣の空名度牒を買ひ入れ、三界寺なり淨土寺なりで形式的に出家して地方官廳に届け出で、戸籍上僧侶にて徭役・兵役を免除せられ、その寺院所屬の社邑の一員に加入してその寺院の爲に應分の援助を厭はず、しかもその寺院に對しては彼等は僧侶なれば、敢て社子僧保端、社子僧保行などと自稱せるものであらう。百姓僧が此の種の社邑の組合員に加入する場合のあること此の佛國第貳七〇八號の『社司轉帖殘簡』よりも證據だて得ると思はれる。

六

寺院所屬の社邑が平素如何なる行事を爲せしかを概觀せむに先づその重要なものは齋會である。

私は本篇第三節に於て、佛國第參壹貳八號の『社齋文』同第五五貳九號の第二十八種の『社願文』を紹介したるが、此の種の根本史料は佛國々立圖書館所藏の煥煌文書中には多數に遺存し、或は『社邑文』とも或は單に『社文』ともまた『邑文』とも題せられて居る。例示すれば佛國第貳七六七號紙背にあるものの如きは『社邑文』とありて

社邑。然今社邑諸宿老等。定謂五陵豪族。六郡名家。或代襲簪纓。或

里稱冠蓋。或三明表異。或八俊標奇。知芥城之易空。悟藤井之難久。共崇

至福。各契深誠。

とあり、佛國第參六七八號紙背のものも『社邑文』とあるが、佛國第參七六五號のものは『社文』、佛國第參壹貳貳號のものは『邑文』とあり、佛國第四五參六號紙背のものは次の如くである。

〔前 省 略 ス〕

合邑人等。並是高門勝族。百

郡名家。玉葉瓊枝。蘭芬桂馥。出忠於國。入孝於家。合播於寰中。

風雅聞於宇內。加以傾心三寶。懃念无生、越愛染之穢林、悟真

如之境界。體榮華之非實。監人事之虛無。志在歸依。情存

彼岸。故能共崇邑儀。同結良緣。每歲三長。建資福會。於是灑

庭宇。嚴道場。焚名香。列珍饌。愍斯多善。莫恨良緣。奉用

莊嚴。合邑諸公等。卽體霧千央。雲披百福。七寶滿室。六度重

修。果報自隨。福壽^速(^延)^速(^遠)。又願□天九橫。月遣三災。命比大春而

不彫(^凋)。壽齊劫石而无盡。〔以下省略ス〕

右の文には誤記もある様であるが、その前半は前掲の佛國第參壹貳八號の『社齊文』の或る部分と全然同句同辭にして、後半に至りて異なるを注意すべきである。之は次の鄙見をして有力ならしむるものであるからである。此等の『社齊文』、『社願文』、『社邑文』、『社文』、『邑文』はその何れを見ても齋會の席上に於て誦讀せられたる使用濟の文書の遺存せるものとは考へられぬ。何となれば此等は一枚の適當なる紙幅に體裁善く清書せられたるものには非ずして、

『懺悔文』、『修齋昇壇文』、『慶幡文』、『慶經文』の類の文と伍せしめて連續記載せられてあり、佛國第貳七六七號紙背の『社邑文』は『祈雨文』、『皇王文』と、佛國第參七六五號の『社文』は『四門轉經文』、『入宅文』、『燃燈文』、『臨壇文』、『二月八日文』、『亡僧尼捨施文』、『難月文』、『脫服文』、『亡妣文』、『祈佛文』と、佛國第四五參六號紙背の『社齋文』は『孟蘭盆文』、『造佛堂文』とそれ／＼伍せしめて卷子本に連記してあり、何れも寺院備附文書、今少しく妥當に謂はゞ寺院要用文章儀・文範として、時と場合とに應じて部分的に文句を加減變更して使用すべき文範か、或は社齋の營まれたる際に撰述して讀み上げたものの草稿副本か、或は讀み上げたものを更に書寫留存したるものかでなければならぬ貌のものである。恐くは前者並に中者のものであらうと思はれる。

中華民國二十六年、即ち一昨昭和十二年六月、北京の國立北平圖書館所藏の燉煌文書を調査せられたる許國霖氏の『敦煌石室寫經題記與敦煌雜錄』と題する上下兩冊本が刊行せられ昭和十三年八月之が我が國に舶載せられて同年八月二十六日に之を一閱するの機會を得たるが、その許國霖氏の『敦煌雜錄』文疏の項に「地字六十二號」の番號なる『社文』一篇が掲出されてあるが、これも亦前掲の『社齋文』、『社願文』と同類のものである。

夫開運委昏衛津萬物者佛也。破業障生惠方謐巨海倒邪山者法也。定福田豎量良

田崇舟楫者僧也。始知三寶福田其大矣哉。凡有歸依。皆蒙利益。然今此會焚香所陳

意者。時有官錄已下諸公等。惟三長邑義之家會也。惟諸公等。並是宗枝豪族。異姓孔

懷簡是良用擇諸賢友。綴資勝業。廣堅珍修持珠翬而施衆僧。奉今錮而戲賢聖悟火

宅之暑。共結良緣。知生滅以非眞。建資勝福。資家國。優及三塗。有識有心。俱臻此福。於

是掃灑衢陌。懸刻僧幡。嚴飾閭閻。敷張寶座諸佛。延名僧。陳百味之珍粢。着六殊之芬

馥。惣斯福善。先用莊嚴。官錄已下諸公等。惟願無邊罪障即日消除。無量善因此時云

集。法財自富。惠命遐長。災害不入於□門。障例勿侵於巷陌。家家快樂。宅宅歡娛。齋主

助送。皆蒙慶。然後干戈永息。風雨順時。法界蒼生。同霑茲福。

許國霖氏の敦煌文書の逐録には、各篇相當多量の誤讀・誤寫あり、之を利用せらるる人々は相當の注意を要すべきこと『史林』第二十三卷第四號所載の拙稿『唐代の社邑に就きて』下篇の増記第二・増記第三に於て論證したる通にして、茲に紹介引用する所の『社文』に於ても多少誤字・脱字もある様で、讀み下し難い箇所もあるが、大體の意は判知し得られる。但舟楫は舟楫、三長邑義之家會は三長邑義之嘉會、珠單は珠翠にして珠翠の或は原本の誤記、或は許國霖氏の誤讀ならむこと、私の佛國にて見たる夥多しき他の同類の文に互審して甚だ明確であると思ふ。

大體、中晚唐時代の寺院に於ては——之は現代に於ても然るなが——諸種の場合に讀み上げる齋文の文範ありて、臨機應變に部分的に文句を變改増減して之を使用したものと考へられる。其の證據は佛國々立圖書館所藏敦煌發見史料の中に夥多しく遺存し、茲に一々例示するの煩に堪へぬが、試に一例を示さむか、佛國第貳壹〇四號紙背及び同第貳九四〇號の『齋琬文』の如きその顯著なるものであらう。琬は琬琰にして琬圭・琰圭を意味し、轉じて文を右に刊するを琬琰に寫すと稱し、再轉じて文を簡策に書して不朽に傳ふことを斯く稱するより見れば、『齋琬文』とは齋會等

に際して讀むべき不朽の文の意にして、即ち寺院備付の齋文々範の意であると思ふ。試に例示すれば此の佛國第貳九四〇號の『齋琬文』は卷首に齋琬文一卷并序とあり、次に序文ありて以下次の如き目錄がある。

- 一、歎 仏 德 王宮誕質 踰城出家 傳妙法輪 示歸寂滅
- 二、慶 皇 猷 鼎祚遐降 嘉祥庶社 四夷奉命 五穀豐登
- 三、席^マ 臨 官 刺史 長史 司馬 六曹 縣令 縣丞 主簿 縣尉 折衝
- 四、隅 受 職 文武
- 五、酬 慶 願 僧尼 道士 女官(冠^カ)
- 六、報^マ 行 道 被使 東 西 南 北 征討 東 西 南 北
- 七、悼 亡 靈 僧尼 法師 律師 禪師 俗人 考 妣 男 婦 女
- 八、述 功 德 造繡佛 織成 鐫石 彩畫 雕壇 金銅 造幡 造經 造堂 造浮屠
- 九、賽 祈 讚 祈雨 賽雨 賽雪 滿月 生日 散學 閑學 藏鉤 散講 三長 平安
邑義 脫難 患差 受戒 賽入宅
- 十、祐 諸 畜 放生 曠生 馬死 牛死 馳死 鹽死 羊死 犬死 猪死

斯くして歎仏功德第一に釋尊四月八日の王宮誕質、二月八日の踰城出家、二月十五日の示歸寂滅など四條の文範を記し、祐諸畜第十にまで及んである。此の中の賽祈讚第九の十六篇の文範の中に邑義の一項あり、これ即ち寺院所屬の社邑を指し、邑義に關する賽祈讚文とは即ち前掲の佛國第參壹貳八號の『社齋文』、同第五五貳九號の第二十八種の

『社願文』、同第貳七六七號紙背の『社邑文』、同第參七六五號の『社文』の類である。皆是れ斯くの如き文範が存して寺院僧侶の手にて書かれたるものと考へられる。許國霖氏の『敦煌雜錄』文疏の項に「崑字五十六號」の番號に『祭文程式三十五種』と假命名して掲ぐるものの如きも、實に『齋塊文』の斷簡なるを、許國霖氏が之を知らずして假に右の如く命名して居るのであると思はれる。

然らば、此處に指摘例示したる此等の『社齋文』、『社願文』、『社邑文』、『社文』は、寺院所屬の社邑が社齋を營みたる時に、之に參與したるその寺院の僧侶が、主として文範に據り、或は創作的に撰文して佛前にて讀み上げたるものと察せざるを得ない。要するに此の種の社邑の屬する寺院の僧侶の作と考察せられる。現に佛國第參壹貳八號の『社齋文』に齋主なる此の社邑の人々を叙して

惟諸功乃並是高門勝族。百郡名家。玉葉瓊枝。蘭芳桂馥。出忠於國。入孝於家。靈輿播於寰中。秀雅文於掌內。

加以傾心三寶云々

の句あり、文は聞の字の當字であらう、また同第五五貳九號の第二十八種の『社願文』に齋主なる社を指して

銷八難而淨六塵者。則燉煌貴社之福會也。

と稱し、中華民國「地字第六貳號」の『社文』に

惟諸公等。並是宗枝豪族。……擇諸賢友。綴資勝業。

と稱して齋會を營みし社の人々を稱揚し、社を貴社と敬稱して居り、佛國第貳七六七號紙背の『社邑文』に於ても

然今社邑諸宿老等。定謂五陵豪族。六郡名家。或代襲簪纓。或里稱冠蓋。

の句ありて稱揚せることはその證據である。『社齋文』、『社願文』、『社邑文』、『社文』は本來齋主側が佛前にて誦讀すべきものなれば、齋主側の人即ち社の三官なる社官・社長・社老等の手に撰文せらるべきである。此の例文に於ても佛國第參壹貳八號の『社齋文』には

厥今坐前。齋主持爐。啓願所申意者。奉爲邑義保。願功德之加（上嘉）會也。

佛國第五貳九號の第二十八種の『社願文』には

然則座前持爐。三官已下諸社衆等。所申香供意者。奉爲合邑人保。祚平安之所會也。

とありて齋主側の言辭を示して居るが、其の他の部分にては社の人々を稱揚する文意あること前述の如く、或は貴社と呼びて齋主側の人の手に出でざるものと考察せらるゝ文句を含んで居る。若し之が眞に此の種の社の三官などの撰文に係るものならば、何ぞ斯かる自贊的言辭を以て自らを述ぶることがあらうか。然らば名は『社齋文』『社願文』『社邑文』『社文』にても、實は社の屬する寺院僧侶が、佛陀と社邑の人々との間の結縁の周旋を爲す貌の文章にして、然かればこそ一面に於て佛徳を稱揚しつゝ、他面に於て社衆の人格名望などをも稱揚して居るのであると思はれる。随つて此等の文を讀みたる人は、此の種の社邑の齋主に非ずして、結縁の周旋を爲す寺院の僧侶なるべく、之を讀みたる場所は社衆の家々にて交るゝ催される齋會の席上には非ずして、此の種の社邑の屬する寺院の佛前なるべく、或は「厥今坐前。齋主持爐」、或は「然則座前持爐」とある坐前・座前は社邑の屬せる寺院の須彌壇佛座前の意なるべく、

齋會を營まむとする此の種の社邑の三官已下社衆の人々が、寺院の佛座前に侍坐し、その寺院の僧侶が結緣周旋の貌を以て佛前に向ひ豫て社の爲に寺にて撰文せる『社齋文』や『社願文』を誦讀する光景が彷彿として眼前に浮ぶを覺える。此の種の社邑の社衆の家々にても交る／＼齋會・誦經などの行事の營まれたることは疑の無いことであるが、私の寡聞なる爲か、また燉煌史料に於ても私の今日までに調査したる狭き知見の限に於ては、之を座と稱したる證據あるを發見して居らず、座と謂へば寺院の佛座を指す様である。前掲の佛國第四五參六號紙背の『社齋文』の中に

於是灑庭宇。嚴道場。焚名香。列珍饌。

の句あるが、此の道場とは寺院を指す語にして、同じく晩唐、五代初期の根本史料たる佛國第貳五八參號紙背の

『散施疏文』に

青 絹 裙 一 罽施入合成大衆

右弟子所施意者。爲己身染患。經今

數旬。藥食雖投。不蒙詮損。慮恐

身處凡夫。多諸垢累。汙泥伽^ベ監。輕

慢^マ三寶。如斯等罪。卒難懺謝。今

將前件物。投清淨道場。請爲念誦。

申年正月五日 弟子 朱進與 謹疏

紅 藍 被 子 一。 施 合 城 大 衆

右 所 施 意 者。 爲 己 身 染 患。

經 今 一 月。 藥 石 雖 投。 未

蒙 詮 損。 今 投 道 場。 請 爲

念 誦。

二 月 廿 日 弟 子 王 氏 謹 疏

又佛國第貳八參七號紙背のものに

粟 壹 碩 施 入 修 造

右 弟 子 所 施 意 者。 爲 慈 母 染 患。 未

能 瘥 滅。 今 投 道 場。 請 爲 念 誦。

辰 年 正 月 卅 日 弟 子 支 剛 々 疏

白 布 裙 壹 罽 施 入 修 造

右弟子所施意者。爲己身染患。

未能瘥損。今投道場。請爲念誦。

辰年正月卅日 女弟子 无名 疏

又佛國第參參五參號紙背の『散施疏文』四通中の一に姪娘臨月にて安産を祈願する文ありて

裙 一 渴入修造蘇 一 升 充法師乳藥 訶黎勒兩課 充俟那

右所施意。爲己身臨難此月。願保平

安。早得分離。無諸災障。今投道場。

請爲念請。

正月一日 女弟子 希 溢

の如き諸例習見し、此の清淨道場或は道場は正しく前掲の『社齋文』の「嚴道場」の道場にして寺院を指す。然らば、此等『社齋文』『社願文』『社邑文』『社文』を読み上げたる場所の寺院なるは疑ふべき餘地無く、隨つて此等の齋會は社邑の屬する寺院にて營まれたることも確實である。

中華民國「地字第六貳號」の『社文』に

於是掃灑衢陌。懸刻僧幡。嚴飾閭閻。敷張寶座諸佛。……陳百味之珍饈。着六殊之芬馥。とあるも寺院の門内、並に門外の坊巷の賑しさを示して居る。

然らば社邑が所屬寺院に於ける齋會の執行は一年に幾回、如何なる時に如何様にして催さるかと謂ふに、前掲の佛國第參壹貳八號の『社齋文』の中に

崇敬三尊。希求勝福。故能年三不闕^て。月六無虧。建豎^て檀那。守修法會。是日也。開月殿。啓金函。轉大乘。敷錦席。廚饌純陀之供。爐焚淨度之香。

の文句ありて而して不闕の闕の字は闕の字の誤記と咎せらるれば、中唐・晚唐時代の寺院所屬の社邑が、その寺院に於て營む大齋會の一年三度なりしを知る。其の三度が何れの月に在りしかは、同じく前掲の佛國第四五參六號紙背の『社齋文』の中に

故能共崇邑儀。同結良緣。每歲三長。建資福會。於是灑庭宇。嚴道場。焚名香。刈珍饌。

の句あり、また中華民國「地字第六貳號」の『社文』にも

惟三長邑義之家（嘉）會也。

の句ありて此の每歲三長とは三長齋月の意なるべく、唐制に所謂斷屠月であらう。『唐會要』卷四十一、斷屠釣の條には開元二十二年（皇紀一三九四年
西紀七三四年）十月十三日の勅を掲げて正月・七月・十月を以て斷屠月とせるが、會昌四年（皇紀一五〇四年
西紀八四四年）四月の中書門下の奏文には正月・五月・九月を以て斷屠月と目せるのみならず、『新唐書』高祖本紀、武德二年（皇紀一二七九年
西紀六一九年）の條には

二年正月甲子。陳叔達兼納言。詔自今正月五月九月不行死刑。禁屠殺。

とあり、『唐律疏議』卷三十、斷獄下、立春後不行死刑の條の疏にも

若於斷屠月。謂正月五月九月。及禁殺日。謂每月十直日。

とあれば、唐一代を通じての原則的には正月・五月・九月なりしものらしい。所謂三長齋月は三長月・神通月・神足月・神變月とも呼稱せられて本來佛教に出で、宋の元照の『四分律刪繁補闕行事鈔資持記』下、三〇四には(一)天帝帝釋が大寶鏡を以て四大神洲を照し以て人の善惡を察し、正・五・九月は南瞻部洲を照す月なる故、此三月を愼む説、(二)四天王が周年天下を巡遊し、正・五・九月は南瞻部洲に巡遊し來る故此三月を愼む説、(三)正・五・九月は惡鬼勢を得る月なれば愼しむ説、(四)『法苑珠林』卷八十八所見の百萬神衆、正・五・九月の各朔日に南瞻部洲に來遊する故此の三月を愼しむ説などが並存するが、何れにしても佛教思想に緣由し、清の俞正燮の『癸巳類稿』卷十四、長月直日解の條などは鳩摩羅什譯の『大智度論』第十三、釋初品の戒相義第二十二に基きて

天帝帝釋。以大寶鏡照四大神洲。每月一移。察人善惡。正五九月照南瞻部洲。故此三月者。省刑修善。

と論じて居る。然らば佛教信仰に基きて組織せらるる社邑がその所屬寺院に於て催す大齋會なれば、此の毎歲三長が佛教思想に淵源する正・五・九月の三長月ならむことは疑ふ餘地無かるべく、假に正・五・九月、正・七・十月の兩制唐代に時代的に變遷ありしとしても、此等の『社齋文』、『社願文』は概ね會昌四年(皇紀一五〇四年(西紀八四四年))以後の晚唐時代に成りし根本史料なれば、此の毎歲三長は確に正月・五月・九月なりと解すべく、乃ち一年に三度、正・五・九月に所屬寺院に於て一日限の社邑の大齋會の營まれる習慣なりしことを知り得る。

社邑がその所屬寺院に於て正・五・九月に一日間營む大齋會は、後に證據を指摘して論證する通り、單に一組の社邑のみの催事には非ずして、その寺院に屬して存在する幾多の各社邑の聯合協力の下に、その寺院に於て盛大に開催せらるるものにして、儀式の終了して後には、その寺院に於てその寺院の諸僧侶と諸社の人々と同坐宴集して齋食を喫し、佛恩を感謝すると同時に諸社相互間の親睦を計り、併せてその寺院側と所屬諸社との間の懇親疏通に資したるものらしい。然らば前掲の佛國第五五貳九號の第二十八種の『社願文』に「三官已下諸社衆等」とあるは一社の組合員の複數の意に非ずして社の複數の意と爲る譯で、その證據として挙げ得るものは次の諸根本史料である。

佛國第貳七壹五號紙背に『社司轉帖殘簡』あり

社司轉帖。右年知九月設齋(齋)次至關溫了家。

人各麴二斤。(以下闕文)

知は支の當字であらう。佛國第貳七壹六號紙背にも二種の『社司轉帖』あり、假に(甲)(乙)を以て命名すれば

(甲) 社司轉帖。右緣年支社齋(齋)次至

劉忤子家。人各麥壹斛。粟壹斛。

油半升。麴壹斤。幸諸諸公等。帖

至限今月廿八日寅時。於永安寺門

前取_テ齋(齋)。捉二人後到。罰酒壹角。

全不來者。罰酒半瓮。其帖速遶(遶)

相分付。不得停滯。如滯帖者。准

條科罰。帖周却付本司。用憑告罰。

(乙) 社司轉帖。 右緣年諸社齋(齋)。

次至劉侁子家。人各麥壹斛。幸

請諸公等。帖至限今月二十八日辰

時。於永安寺門前取^テ聿(聿)。

捉二人後到。罰酒半瓮。全不來

者。罰酒壹瓮。其帖[□]遶相分付。

不得停滯。如滯帖者。准條

科罰。(以下剝減讀ムコト能ハズ)

此の佛國第貳七壹六號紙表は『論語殘卷』にしてその尾に

論語 卷 弟 七

大中九三月廿二日 孝生僉再晟寫記 海源印

咸通五年四月十二童子僉文進書

の識語あれば、紙背の『社司轉帖』は少くとも懿宗の咸通五年（皇紀一五二四年）四月以後の記載なるべく、而して紙

背の初に亥年七月七日記の一行ありて、此の亥年は咸通八年（皇紀一五二七年）（西紀八六七七年）丁亥年以後の亥の年と考へらるるを以て、

此の『社司轉帖』は懿宗・僖宗・昭宗の晩唐時代より五代初期にかけてのものたること疑のないものである。此の（甲）

（乙）二種は同じ目的遂行の爲に同時に發せられたるものらしく、私の觀る所を以てすれば（甲）は劉侔子（劉侔子）が社衆の一人に加盟せる社の人々に廻したる回章、（乙）は此の社より此の社の屬する寺院即ち永安寺所屬の他の諸社へ廻したる回章と察せられる。私は前に一寺院に屬する社邑は決して一社邑ではなく、少くとも四五社、多き場合は十社も十五社もありしものならむと謂つたが、此の（乙）はこれを立證する一史料とするに足りると思ふ。

（甲）の内容は社邑が所屬寺院にて營むべき毎年三度恒例の中の或る大齋會開催が近より、その奔走周旋の當番幹事世話人は劉侔子であるから、社衆各位は其の飲食用・費用として麥壹斗、粟壹斗、油半升、麴壹斤を劉侔子の手許へ齎出持ち寄られたいが、會場が我等の社の屬する永安寺なれば、便宜上、永安寺門前まで持ち寄りたい云々の意なるべく、（乙）の内容は永安寺所屬の各社聯合にて開催すべき一年三度恒例の中の或る大齋會開催の期近寄り、我々の社が、奔走周旋の當番幹事の社であるが、我が社の當番周旋幸領者は劉侔子であるから、諸社の人々は各々麥壹斗宛を劉侔子の手許へ齎出提出せられたいが、會場は申す迄もなく永安寺なれば、便宜上、永安寺門前まで持參せられたい云々の意であると思ふ。何れも今月二十八日を以て期限日とし、幹事社は同日午前四時、その他の諸社は午前八時を以て

期限時刻とせるは、幹事社が責任の重きに在ることを表明せるもの、此の二種の回章を發したる當番幹事の社邑は永安寺に屬する社邑の中の一たること絮説を要せぬと思はれる。紀年月日の記載無き爲、正・五・九月その何れの大齋會なるかは明確でないが、之が明確ならずとも此の齋會が所屬寺院にて催す大齋會なることは「右緣年支社齋」「右緣年諸社齋」とあるにて明であると思ふ。後にも述ぶる通り、此の三大齋會の他に毎月六回の小齋會行はれ、之は社衆の家々にて交る／＼營まれたるか、これも寺院にて各社個別的に營まれたるかは遽に判定し難いが、此の小齋會ならざることは「右緣年支社齋」「右緣年諸社齋」の句が雄辯に自證する。若し此の小齋會ならば宜しく「右緣月支社齋」「右緣月諸社齋」とあるべき筈であるからである。佛國第貳七壹五號紙背の『社司轉帖殘簡』には明に「右年知九月設齋次至閏溫了家」とあり、これも閏溫了がその社の當番幹事宰領者にして、而して閏溫了の加盟せる社が或る寺院所屬の各社の當番幹事社たることを意味し、之には明に九月設齋とありて、正・五・九月の三度の中の九月の大齋會なることを示して居るのは興味深い。

佛國第參〇參七號にある『社司轉帖』もその紀年の庚寅年正月三日とあるより見れば、此の種の正月の大齋會に關する回章であらう。曰く

社司 轉帖

右緣准例建福一日。人各饅餅一雙。粟一斗。

幸請諸公等。帖至。限今月四日卯時。於大

悲寺門前取斎(〓齊)。捉二人後到。罰酒壹角。

全不來者。罰酒半瓮。其帖速達(〓遞)相分付。

不得停滯。如滯帖者。准條取償。周却赴本司。用憑告罰。

庚寅年 正月三日 錄事 董 帖 啓

太子 翟僧正 曹僧正 安僧正 羅僧正

宋法律 戒隨閣梨 王僧正 汜法律 馬

法律 王法律 楊法律 徐法律 閣押牙

吳押牙 陰押牙 馬押牙 高押牙 索草場

宋押牙 司徒陰押牙

右は大悲寺所屬の社邑にして、大悲寺にて大齋會開催の爲の回章と考察せられる。建福一日とは一日限の此の大齋會の意であらう。また佛國第參參七貳號紙背の『社司轉帖』は既に掲ぐる所であるが、讀まるる方の便宜の爲に更に茲に逐録するが、之は明年正月の此の大齋會開催の準備として前年十二月二十二日に早くも發したる回章であらう。

社司 轉帖

右緣常年建福。一円人、各粟壹斗、餠餅壹雙。鵬鴿

簡壹具。畫被弓壹張。幸請諸公等。帖至。限今

月四日卯時。於端嚴寺門前取資(一齊)。捉二人後到。罰酒

壹角。全不來。罰酒半瓮。其帖速遞相合付。不得停滯。如滯

帖者。准條科罰。帖周却付本司。用憑告罰。

壬申年十二月廿二日 錄 事

社官宋慙子 社長徐安德 社老康幸保 汜友住 張再昌 杜清奴

羅再寧 王骨子 翟大眼 史流定 張住子 王山定 孟鶻子 任丑槌

馬平水 汜再昌 吉山定 程順興 吉山定 張矣三 宋友長 友長

汜再昌 安鶻子 梁迅(一延)會

右は端嚴寺所屬の社邑と考察せられ、今月四日は來月四日の誤記と考へられる。之は大齋會開催ではあるが、同時に癸酉年正月開催の俗講援助をも意味するらしく考へ得るものである。或は端嚴寺の俗講の際に寺院にて催す社邑の人々招待饗應宴と、此の社邑の正月に催す大齋會とを十直日か何かの理由より合流せしめたのかも知れぬと思はれる。又佛國第參五〇五號紙背に

社司轉帖。 右緣建福一□。各盧并一雙。粟一斗。奉

請諸公等。帖至。限今月卯時。於龍興寺門前

(以下 闕 文)

右は龍興寺所屬の社邑のそれであると察せられる。今月卯時とは今日卯時の日の字を月の如く粗笨に書したものであらうと思ふ。また佛國第參六六六號燉煌文書紙背にある二種の『社司轉帖』の中の一に次の如きあり、

社司轉帖

右緣常年□。幸諸之公

等。帖至並限今月廿八日齋時

鐘聲。於淨土寺門前取_レ齊(〓齊)。如

有後到者。罰酒壹角。全不來

者。罰酒半瓮。其帖立便相分付。

不得停滯。如滯帖者。□_下前

科罰。帖周□使本司□憑

告罰。

他の一は磨滅して讀む能はざるも、文德元年二十八日の年紀明なれば、此等の二種の『社司轉帖』が大體唐の僖宗の文德元年皇紀一五四八年
西紀八八八年頃のものたるを知り得られ、文德元年二十八日は、二十を廿と書する當時の一般的習慣より見て、文德元年十月二十八日に非ずして文德元年十二月十八日ならむと考察せられる。常年の下は蓋し建福一日なるべく、これ亦淨土寺所屬の社邑が、毎年三度、正・五・九月の大齋會の中何れかのそれを催す爲に發したる回

章にして、恐くは文德元年の翌年なる昭宗の龍紀元年

皇紀一五四九年
西紀八八九九年

正月の大齋會なるべく、社衆集合の指定日時現今

月廿八日は龍紀元年正月二十八日にして、淨土寺に於ける春座の俗講開催期間中の半の頃には非ざるかと考へられる。

一年三度、正・五・九月の大齋會開催の他に毎月六度の小齋會ありしことは、前掲佛國第參壹貳八號の『社齋文』に

「年三不闕、月六無虧」とあるにて明であるが、此の小齋會は平均五日目なれば恐くは一日・五日・十日・十五日・廿日・

廿五日と謂ふ風に營まれたるか、或は毎月の禁殺日なる十直日即ち『唐律疏議』卷三十、斷獄下の疏に見ゆる一日・八

日・十四日・十五日・十八日・廿三日・廿四日・廿八日・廿九日・卅日の中より十四日・廿三日・廿九日・卅日の四

日を除きたる六直日を以て營まれたるか、恐くは後者であらうと思ふ。其の開催の場所が所屬寺院なりしか、將た社

衆の家々にて交るゝ營みしかは遽に判定し難い。私は煥煌史料中にて未だ之を判定し得る適當なる史料を發見して

居らぬ。但し寺院にて催したりとしても大齋會の如き其の寺院所屬各社の聯合には非ずして、各社個別的の小齋會であ

り、社衆の家々にて交るゝ催したりとしても勿論その一社のみの獨立的行事であることは申す迄もないことである。

叙上根本史料に據りて證論したる結果、中晩唐五代時代の佛教信仰に基きて組織せらるゝ社邑は、必らず何れかの

寺院に屬し、その寺院の庇護を受けて存在し、毎年三回、正・五・九月にその一寺院所屬の各社邑聯合してその寺院

に於て聯合大齋會を開催し、また毎月六回、その開催の場所は猶ほ未だ之を明に爲し得ないが、各社邑が各個的に小齋

會を開きたるを知るべく、此の小齋會こそ誦經・寫經など功德を積む行を爲すもの、而して毎年正月に一社邑の組合

員の家々にて交るゝ一日宛印沙佛を爲すのが、當時の此の種の社邑の年中行事の一般なりしを知り得たる譯である。